

令和6年 第1回上島町議会定例会会議録			
招集年月日	令和6年3月5日（火）		
招集の場所	弓削総合支所庁舎議場		
開 会	令和6年3月5日 午前9時00分宣告		
応 招 議 員	1	1 番 徳 永 貴 久	
	2	2 番 林 敬 生	
	3	3 番 藤 田 徹 也	
	4	4 番 山 上 耕 司	
	5	5 番 宮 地 利 雄	
	6	6 番 林 康 彦	
	7	7 番 池 本 光 章	
	8	8 番 大 西 幸 江	
	9	9 番 亀 井 文 男	
	10	10番 濱 田 高 嘉	
	11	11番 池 本 興 治	
	12	12番 藏 谷 重 文	
	13	13番 前 田 省 二	
不応招議員	なし		
出 席 議 員	応招議員のとおり		
欠 席 議 員	なし		
自 治 法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	1	町 長	上 村 俊 之
	2	副 町 長	村 上 和 彦
	3	教 育 長	清 水 伸
	4	総 務 部 長	杉 田 和 房
	5	健康福祉部長	今 井 稔
	6	消 防 長	小 林 俊 則
	7	総 務 課 長	坂 上 将 人
	8	企画情報課長	檜 垣 明 宏
	9	会 計 管 理 者	田 中 耕 造
	10	住 民 課 長	田 房 良 和
	11	健康推進課長	竹 林 佳 子
	12	海 光 園 長	今 井 孝三郎
	13	建 設 課 長	岡 本 恭 典
	14	農林水産課長	藤 田 直 弥
	15	観光戦略課長	黒 瀬 智 貴
	16	公営事業課長	後 藤 隆 宏
	17	魚 島 支 所 長	大 林 卓 也
	18	教 育 課 長	梨 木 善 彦

議員・職員 以外で会議 に出席 した者			
会議に職務 のため出席 した者の 職氏名	1 2	議会事務局 局長 議会事務局 課長補佐	山本 勝幸 田房 聡子
町長提出議 案の題目	1 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 2 上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 3 上島町税条例の一部を改正する条例 4 上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 5 上島町社会体育施設条例の一部を改正する条例 6 上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 7 上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 8 上島町介護保険条例の一部を改正する条例 9 上島町漁港管理条例の一部を改正する条例 10 上島町給水条例の一部を改正する条例 11 上島町水道法施行条例の一部を改正する条例 12 上島町簡易水道事業条例の一部を改正する条例 13 令和5年度上島町一般会計補正予算（第5号） 14 令和5年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号） 15 令和5年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号） 16 令和5年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第1号） 17 令和5年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第1号） 18 令和5年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第1号） 19 令和5年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第1号） 20 令和5年度上島町介護保険事業会計補正予算（第2号） 21 令和5年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第2号） 22 令和5年度上島町浄化槽事業会計補正予算（第1号） 23 令和5年度上島町魚島船舶事業会計補正予算（第1号） 24 令和5年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第2号） 25 令和5年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第1号） 26 令和6年度上島町一般会計予算 27 令和6年度上島町国民健康保険事業会計予算 28 令和6年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算 29 令和6年度上島町へき地出張診療所事業会計予算 30 令和6年度上島町後期高齢者医療事業会計予算 31 令和6年度上島町CATV事業会計予算 32 令和6年度上島町介護保険事業会計予算 33 令和6年度上島町介護サービス事業会計予算 34 令和6年度上島町魚島船舶事業会計予算 35 令和6年度上島町生名船舶事業会計予算 36 令和6年度上島町上水道事業会計予算 37 令和6年度上島町下水道事業会計予算		

	38 令和6年度上島町簡易水道事業会計予算 39 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて 40 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
その他の 題目	1 上島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例 2 議員派遣報告について（令和6年上島町二十歳を祝う会） 3 議員派遣報告について（令和6年上島町消防出初式） 4 議員派遣報告について（弓削高等学校学生寮「ゆめしま寮」落成式） 5 議員派遣の件（上島町立中学校卒業証書授与式） 6 議員派遣の件（上島町立小学校卒業証書授与式） 7 議員派遣の件（上島町立小学校入学式） 8 議員派遣の件（上島町立中学校入学式）
日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 7番・議員 池 本 光 章 8番・議員 大 西 幸 江
会 期	令和6年3月5日～3月13日（9日間）
傍聴者数	13名（男 10名・女 3名）

◎ 開 会

○（前田 省二 議長）

ただいまの出席議員は、全員です。

ただいまから、令和6年第1回上島町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○（前田 省二 議長）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番・池本光章議員、8番・大西議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2、会期の決定

○（前田 省二 議長）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

議会運営委員長に、委員会協議の結果について報告を求めます。

越智郡上島町議会会議録	令和6年3月5日 開催
-------------	-------------

議会運営委員長、濱田議員、お願いいたします。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員)

皆さん、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

議会運営委員会の協議結果について御報告をいたします。

令和6年第1回定例会の開会にあたり、去る2月26日、議会運営委員会を開催し、本定例会に上程されます議案につきまして、会期日程並びに議案の取扱いについて、慎重に協議を行いました。

会期日程につきましては、本日5日から13日までの9日間とし、議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定いたしました。

どうか本定例会の慎重なる御審議と議会運営に各段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。報告を終わります。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

お諮りいたします。

ただいま、濱田議会運営委員長から委員会協議の結果についての報告がありましたとおり、本定例会の会期は、本日から13日までの9日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日3月5日から3月13日までの9日間に決定いたしました。

日程第3、諸般の報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第3、諸般の報告を行います。

令和5年12月15日、CATV庁舎において「新年あいさつ収録」に議長が出席しました。

令和6年1月5日、尾道市因島において「因島地区新年互礼会」に、議長代理として副議長が出席いたしました。

同月17日、弓削地域交流センターにおいて「令和5年度第1回上島町総合戦略等推進会議」、同月30日、松山市において「令和5年度第3回全員協議会」が開催され、それぞれ議長が出席いたしました。

2月9日、弓削総合支所庁舎において「令和5年度全国離島振興市町村議会議長会総会及び研修会」に、議長がオンラインによる出席をいたしました。

同月11日、松山市において「建国記念の日奉祝大会」に議長が出席いたしました。

2月13日及び14日、県内町議会事務局を訪問し、正副議長及び事務局が議場等議会施設の視察を行いました。

同月19日、松山市において「愛媛県町村議会議長会第75回定期総会」、同月21日、弓削高等学校において「令和5年度愛媛県立弓削高等学校振興対策協議会」、同日、せとうち交流

館において「ねんりんピック愛顔（えがお）のえひめ2023上島町実行委員会第4回総会」が開催され、それぞれ議長が出席いたしました。

同月26日、松山市において「令和5年度愛媛県過疎地域協議会定期総会」に、議長代理として徳永議員が出席いたしました。

3月1日、弓削高等学校において「令和5年度第75回卒業証書授与式」に、議長が出席いたしました。

次に、令和5年12月から令和6年2月実施分までの監査委員からの「例月出納検査報告書」の写しを議員の皆様のお手元に配布しております。

いずれも出納関係帳簿、預金通帳、証拠書類等に照合した結果、誤りはなく、検査当日における現金保管状況も適正に実施されている旨の報告をされております。

また、地方自治法第199条第7項の規定により「財政援助団体等監査」として、「上島町社会福祉協議会」を対象に監査を実施しており、適正であった旨を報告されております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第4、「行政報告」を行います。

町長からの行政報告の申し出がありました。これを許可いたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

皆さん、おはようございます。(複数の「おはようございます」の声あり)

まず初めに、1月1日に発生した能登半島地震において被災した皆様方に、心からの御見舞いを申し上げます。

御案内のように、今回の震災対応も息の長い支援が必要となり、救助・救援から復旧・復興へと一歩ずつ確実な歩みを進めなければなりません。

上島町は、発生直後から能登半島地震支援対策準備室を設置し、本部に移行してからも情報収集を続けています。

また、愛媛県との協議により、現在まで3度にわたり介護職員や救急隊員・行政職員を派遣しており、今後も土木専門員など、被災地への継続した人的支援を行ってまいります。

少ない職員の中から最大限の派遣を実施していることから、町民の皆様方には何かと御不便をおかけいたしますが、被災地の皆様とともに、この困難を乗り越えるためにも、今後とも変わらぬ御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、町内各所に義援金募金箱を設置し、現時点でも多くの善意が集まっています。この義援金は、日本赤十字社に送金することになっていますが、今でも避難生活を続けている多くの被災者がいらっしゃることから、募金を継続してまいりますので、皆様方からの重ねての御支援をお願い申し上げます。

本日は、令和6年第1回定例議会を招集いたしましたところ、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。行政報告として、昨年12月定例議会後の主な事項のみを報告させていただきます。

12月25日及び26日に、離島振興関係予算確保に関する要望活動を行いました。これは10月の活動内容と同様、令和6年度国家予算の編成にあたり、離島の実情と離島の果たす国家的国民的役割を十分に賢察していただき、関係事業予算の確保につき特段の配慮を求めたものです。

1月4日から5日にかけて、県庁や地方局・支局並びに四国地方整備局・運輸局・財政局等に挨拶回りを行い、新年1年間の要望や協力要請とともに、今後の上島行政に活かせる新たな情報をいただいております。

1月9日の全体課長会においては、新年度の重要施策を確認しました。その主な内容は、「地場産業の育成」「高齢者対策」「少子化対策、子育て支援」であり、この3点は現在進行形の施策にも位置付けておりますが、更なる強化が必要であると考えています。

もう1点は、「交流と移住、観光施策」です。

観光庁は、今後の本格的なインバウンドの回復を見据え、訪日旅行における消費単価が高い傾向にある、高付加価値旅行者の地方への誘客を促進することとし、全国11の地域を「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地」として選定しました。

その中に、上島町の「せとうちエリア」があります。住み慣れている町民の皆さんはピンとこないかもしれませんが、今、旅行客は地方に「瀬戸内海」に注目しています。

観光庁が選定したように、上島町には外国人観光客の期待にも応えられるだけの魅力があります。消費額増加、地方への誘客をより重視するという観点から選定された「モデル観光地としての上島町」の将来を見据え、今後はそのポテンシャルのプロモーションに更に力を傾注するなど、観光や交流人口の増加に向け、長期的な政策を進めてまいります。

2月19日は、愛媛県市町連携推進会議に出席し、中村知事をはじめ県幹部出席のもと、チーム愛媛としての議論が交わされました。特に、デジタル人材の育成については、市町自らが積極的に対応しなければならない課題であることを認識しました。

同日の愛媛県町村会総会においては、「ふるさと納税」についての講話があり、自主財源の乏しい上島町にとって、「ふるさと納税」は積極的に取り組まなければならない重要な施策であることを再確認しました。

その「ふるさと納税」対応については、上島町からの返礼品充実や特産品開発など、町民の皆様の御理解と御協力が必要ですので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

さて、高校の入学者の決定は、推薦入試と一般入試がありますが、愛媛県教育委員会は1月19日、2024年度（令和6年度）県立高等学校学科別推薦入学志願者選抜の志願状況を公表しました。そのうち、普通科の定員に対する推薦入学志願者数が高い高校は、上位から長浜高校58.3%（志願倍率3.89倍）、弓削高校52.5%（志願倍率3.50倍）、今治西本校31.1%（志願倍率2.42倍）の順になっています。

昨年に公表された、弓削高校の推薦入学志願率が22.5%でしたので、今年の数字52.5%は、全国募集による町外からの志願者が大幅に増加したことを物語っています。もちろん、その

大きな要因は、離島留学生を対象とした「ゆめしま寮」の設置であることは言うまでもありません。

「ゆめしま寮」の建設費の財源は、ほとんどが国や県のお金を活用していることから、上島町からの持ち出しはわずかであり、今後の運営費も国の離島予算からの支援があります。

また、建設地にあった地震に耐えられない公民館は、約4,500万円の解体費用を、本来であれば町の財源で全てを賄うこと、すなわち、上島町民が全額負担しなければならない施設でした。

しかし、跡地活用として「ゆめしま寮」を建設したことにより、解体費用の約70%を国の予算で対応できるようにしましたので、このことから効率的な予算運営ができたものと考えています。

次に、上島町の令和6年度の当初予算についてですが、その編成にあたっては、物価高騰の影響が長期化している状況ではありますが、将来的な人口減少対策を進めながら、デジタルトランスフォーメーションや、こども・子育て支援の取り組みなど、新たな行政課題への対応や、将来にわたって持続可能なまちづくりに向けた取り組みを行う必要があります。

これらを踏まえ、上島町の一般会計当初予算の総額は73億3,200万円と、前年度に比較して9,300万円、1.3%の増となりました。

特別会計と令和6年度から企業会計に移行する下水道事業及び簡易水道事業も含めた町全体の予算総額については、115億2,900万円となっています。

歳入では、歳入総額の約5割を占める地方交付税が、国の地方財政対策及び前年度実績から33億2,600万円で、前年度比1億400万円、3.2%増と見込みました。

一方、歳出では、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費が30億5,200万円で、前年度比1億6,000万円、5.5%の増となりました。これは、人事院勧告に伴う給与改定や、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が影響したものです。

新規及び重点事業としては、子育て支援策として、22歳になる大学生等も対象に拡充した「子育て支援医療費助成事業」、合併20周年の節目を町民の皆さんとお祝いする「合併20周年記念事業」、人口減少対策として、愛媛県と連携して各事業に取り組む「えひめ人口減少対策総合交付金事業」、上島町の主要産業である海苔養殖業の振興を図るための「水産業強化支援事業」、魚島小中学校の存続及び地域の活性化を図るための「魚島離島留学事業」、上島町唯一の県立高等学校である弓削高等学校の振興に向け、県外からの留学生を確保するための「弓削高等学校学生寮運営事業」などを提案しています。

このように、上島町が将来にわたって持続可能な行政運営を行っていくため、今後も更なる行財政改革を推進するとともに、新たな財源の確保、事業の見直し、公共施設の統廃合などに取り組んでいく必要があると考えています。

結びに、2月4日、サッカーJ1の名古屋グランパスは、所属する高校生プロサッカー選手のアルゼンチン移籍を発表しました。18歳で日本代表のトレーニングパートナーの一員でもある高校生は、「自分の魂をアルゼンチンでも示し、命懸けでサッカーをしてきます。これからも応援していただければ嬉しいです。行ってきます。」とメッセージを発信しています。

この高校生は、上島町出身であると言っても過言ではない選手です。

若き18歳が世界に挑戦している姿は、私が忘れかけた情熱を呼び起こしてくれたような気がします。

本日は、条例案12件、補正予算案12件、当初予算案14件、人事案2件、計40件の議案を上程しております。

個々の議案につきましては、それぞれの時点で丁寧に御説明させていただきますので、よろしく御審議の上、適正な決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、「行政報告」は終わりました。

日程第5、一般質問

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問を通告されております議員にお願いいたします。

質問は、最前列中央の質問席にて行ってください。質問回数は、会議規則どおり3回までとしますので、質問事項毎に行ってください。

また、個人名等、個人情報には十分に注意し、質問や答弁については、内容を簡潔にまとめたいと思います。

以上、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

今回の一般質問通告者は、5名です。

○(前田 省二 議長)

それでは、はじめに藤田議員の質問を許可いたします。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

(藤田 徹也 議員、登壇)

○(3番・藤田 徹也 議員)

おはようございます。議席番号3番、藤田徹也。

本日はですね、2点の質問をさせていただきます。

先に、ちょっとお断りしておきたいことがあって、今日少しちょっと喘息気味なんで、途中咳き込んだりすることがあると思いますが御容赦ください。

では、質問にまいります。

「行財政運営の見通しについて」、上島町の人口の推移予測では、2040年に人口約4,000人となり、その後横ばいとされています。行財政運営においても人口推移に応じた厳しい運営になることが予測されます。

現在、上島町の年間予算は、一般会計、特別会計、企業会計合わせて約110億の予算編成ですが、現時点から5年後、10年後、15年後の予算編成のシミュレーションはできているのか、お尋ねします。

- (杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。
- (前田 省二 議長) はい。杉田総務部長。
- (杉田 和房 総務部長) はい。
- (杉田 和房 総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

藤田議員の質問にお答えします。

議員御指摘の予算編成シミュレーションはできているのかについてですが、上島町は従来より10ヶ年の中長期財政計画を策定し、計画的な運営をしております。

この計画は、社会経済情勢の変動等による財政事情の変化を反映させながら、歳入確保の推進、歳出抑制による将来負担の軽減等に努めることで、効率的な行財政運営を図っていくことを目的に毎年度更新しております。

また、各公営企業においても、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である「経営戦略」を策定しており、今後にも必要に応じて改定を行う予定としております。

以上、よろしくお願いいたします。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい。藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

では、住民の生命と財産を守り、産業振興を邁進させ、活力のある上島町であり続けるためには、この先5年間の予算編成が上島町の明暗を分ける大きな分岐点だと思いますが、今現在、上島町の地方債残高の減少及び基金残高の増加が示すように、堅実な行財政運営が行われていることは言うまでもありません。

一方で、行財政計画の公表に関しては、対応が慎重すぎるのではないのでしょうか。例えば、弓削高校学生寮整備事業の6億円にしても、町全体の収支計画がわからないから、金額だけが独り歩きし、議論がかみ合わなかったのではないのでしょうか。

今後、行政が提案する事業計画を議論する上で、5年程度先の収支計画がなければ、高い、安い、必要、不必要というような本質の見えない空論が続くのではないのでしょうか。

今後、町の事業計画においては、事業単体の収支と町全体の収支の見通しを5年程度先まで示し、それを見極めた上で事業の是非を議論しなくてはいけないと思います。

その判断材料として、収支計画は公表されるべきだと思いますが、町はどうお考えでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

公表の案件については、担当課のほうからお答えさせていただきます。

今、藤田議員からありましたように、公表が慎重すぎるというような御指摘も受けました。しかし、ある意味別の言い方をすると、丁寧に御説明をさせていただいているつもりではございます。

皆様御案内のように、私も3期12年、前期の間12年運営させていただいて、御案内のように、基金はほとんど崩しておりません。現状維持でやっておりますし、借金も増やしておりませんでした。今期も、基金は増やさせていただいて、借金も大きく減らさせていただいております。

そういったように、私自身の財政運営が、町民の税金、上島町民の税金を少しでも使わないように、収支のバランスがとれるように、借金が大きく増えないように、そして、同じこと繰り返しますが、基金という預金が増えるように、そういう形で運営をしておりますし、予算査定もさせていただいております。

その結果として、先ほど申し上げましたように、今までの実績として私の時代には、基金も減らしておりませんし、逆に増やしておりますし、借金も増えていない。そういう運営をしているということを改めて御理解いただきたいと思います。

そういったポリシーというか、基本の中で新たな提案を、弓削高校の寮もそうですが、させていただいている。それは、収支のバランスを考えた提案のもとに進めているということを御理解いただきたいと思います。

そしてもう一点は、提案をさせていただいているということでございまして、決して強行突破をしようとか、そういうことでありません。最終的には、議会の皆さんの御理解をいただきながら進めていく、これが私の基本でございますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

議員御指摘のですね、上島町の財政状況につきまして、住民の皆様にはですね、情報提供するということではですね、非常に重要なことだと考えておりまして、御案内のとおりこれまでもですね、法や条例に基づく各種財政指標の公表はもちろんでございますが、予算、決算の情報につきましても、広報かみじまやホームページ等で広く公表させていただいてきたところでございます。

またですね、今年度開催いたしましたまちづくり懇談会におきましても、同じように各種財政指標、地方債、基金の状況をですね、住民の皆様にはわかりやすく説明するとともにですね、質問に対しましても丁寧にお答えさせていただいてきたところでございます。

5年程度先のですね、財政計画の公表につきましては、愛媛県内のですね、多くの自治体と同様の対応をしております、景気の変動やですね、地方交付税をはじめとする国の動向など不確定要素が多いことから、公表にあたっては慎重に対応する必要があると考えております。

以上でございます。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

行政側の言われようとすることも、まあまあ理解できないことはないんですけど、私からしたら少し開かれた情報を提供、公開が必要ではないかと感じております。

それで、少し現実味のある話をさせていただきますが、昨年の全員協議会報告事項において、道の駅構想があげられましたが、議員研修にて久万高原町の道の駅「天空の郷さんさん」というところに視察に行かせていただきました。

行政の言われる、第3ステージの道の駅です。敷地内に道の駅と2階建て建物が隣接し、1階が防災用品収納庫、2階は、災害時、複数のドローンから空撮された映像が複数のモニターにそれぞれ映し出される会議室があり、駐車場にはマンホールトイレが多数設置できる仕組みでした。主要目的は、帰宅困難者の救済です。

運営に関しては、第三セクターによるもので、第3ステージ道の駅といえど、事業主体は自治体ということです。いくら防災の拠点、住民のふれあいの場の確保だとしても、既存の施設で十分賄えるのではないかと考えています。

上島町のポテンシャル調査においても、集客は望めないと明確な回答が出されています。この先、人口減少に伴う厳しい行財政運営に立ち向かわなくてはならない現実を思うと、道の駅構想は、現実的でないとい現在思いますが、その点についてどうお考えか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

藤田議員の仰るように道の駅に特化して申し上げますと、現実的ではないという評価、これも私も十分に把握しております。この道の駅の視察の中で、例えば、徳島のほうも見ていただいたと思いますが、たまたま出張が一緒な場所がございまして、私も見せていただきましたが、とても今現在計画しているような道の駅とは全く異なる道の駅でございました。

久万高原町は、第3ステージということでございますけれども、やはり町民の皆様或いは様々な方々が想像している道の駅と今の道の駅とは大きく異なるということを、まず御理解いただきたいと思います。

そして、藤田議員が仰るように無駄なというか、無駄な経費は使わない、まさにそうあります。私も今提案させていただいている道の駅に関しては、もう2年後3年後に、もし実現するとしたらスタートする案件だと思いますので、しっかりと議論をしていただいて、本当に上島町にとって必要かどうかを、皆さんで考えていただきたいと思います。

そういった中で、財源も提案する以上は、国や県の財源もしっかり確保できるという認識はもっておりますが、先ほど申し上げましたように、本当に必要かどうかはこれから議論していただいて、町民皆さんで決定していく、そういう流れにしていだけたらと思っております。

まず、提案でございます。未来に向かって明るい材料といいますか、明るい提案もさせていただくのも、夢を語るのも行政の仕事の一つであると思っておりますので、今後とも御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

この件につきましては、事前報告、事前協議という中でしっかり議会側としても議論していきたい、そういうふうに思っています。

それでは最後に、上島町の行財政運営を見通すと、人口減少が行財政運営に与える影響がいかに大きいか、また、行財政運営において大きな変化が求められていると思います。

デジタルトランスフォーメーション推進に伴う産業振興策、福祉の充実、子育て支援策、移住定住策、人口減少に応じた行政の少人数化、すなわち、庁舎の統合、保育園、小学校、中学校の統合、また、上水道本管、分岐管の老朽化によるインフラ整備、公共施設統廃合に伴う町単独工事による公共施設の取壊し等、様々な問題が現実には迫ってきています。

これを総合的に見極め、問題に立ち向かい、解決に導いていく。これを成し遂げられるのは人です。人同士が同じ土俵で問題を共有し、一丸となり問題解決に立ち向かっていくことが大事ではないでしょうか。

少し上村町長に耳障りの悪い質問をさせていただきますが、今現在、上村町長と職員のコミュニケーション不足が私にはあらわに見受けられますが、その点について、同じ土俵で一丸となる、そのために、私が見受けられる問題をどう解決されるのか、上村町長お聞かせいただけますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、行政の効率化につきましては、藤田議員の仰るとおり、統廃合も含めて進めなければならないと思っております。ただ、ここで問題が発生するのは、4町村が合併したこともありまして、統廃合ということは、どこかに1ヶ所というような簡単な説明ですが、そういうふうになるかと思いますが、そのときには、なぜうちが、うちの場所になくなるのという議論がどうしても発生します。

そういった意味で、言葉は適切じゃないですけど、誰かが悪者にならなければならない、提案に対してですね、その辺の御理解もいただきたいと思います。今後の上島町の行財政を健全に進めていくためには、痛みを伴うということも町民の皆様、そして議会の皆様にも御理解いただきたい、そのように思っております。

そして、最後に言われた職員とのコミュニケーション不足については、私も大いに反省をしております。私としては、丁寧に対応しているつもりであります。相手がどう感じるかということで評価されますので、今後ともしっかりと対応していきたいと思っております。

一点、これも悪者にならなければならないという意味において申し上げますと、片や町民の皆様からは職員の対応が遅いというようなお叱りを受け、そこで私が職員、職員には直接言いませんけれど、担当課長や部長にこれこれこうで急がないといけないよと言えば、町長に怒られたと言われ、この辺のバランスがなかなか難しいところでございます。

しかし、問題が発生する、そういう声があるというのはよろしくないもので、今後とも、一つひとつ具体的に丁寧に対応してまいりたいと思っております。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

しっかりと受けとめさせていただきました。

続いて、2番目の質問に移ります。

「町長選挙について」、先日、先々日、マスメディアの報道により、任期満了に伴う令和6年10月29日告示、11月3日投開票の町長選挙に出馬の意向を固めると報じられましたが、この場で改めてその真意を確認したいと思います。

上村町長、どうでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

藤田議員の任期満了に伴う町長選出馬について、お答えいたします。

上島町町長選挙出馬につきましては、現在まで多くの皆様から身に余る要請と激励をいただいております、先日の上村俊之後援会でも御承認いただきましたので、本日をもって正式に立候補の表明をさせていただきます。

現在、皆様のおかげで人脈も充実し、その経験値は町民の皆様のために働き、町民の皆様のために汗を流す源泉になっています。また、町長という仕事は、精神的にも心が折れそうなどときもありますが、私は何よりも健康で、その激務に耐えうる気力、体力、胆力も備えています。

今後の具体的な政策や公約につきましては、既に用意をしておりますが、それは後日、披瀝させていただくものとし、私の大好きな歌で、私のまちづくりのポリシーを皆さんにお伝えしたいと思います。

それは、荒井満さんが作られた「この街で」という歌にあります。その詩には、「この街でいつかおばあちゃんになりたい おじいちゃんになったあなたと歩いてゆきたい いつまでも好きなあなたと歩いてゆきたい」とつづられています。

この歌詞のように、町民の皆さんに上島町を温かく感じてもらえるようにしたい。それゆえに、明るく居心地のよい上島町にしなければならない責任があることを、今、痛切に感じています。私は、この愛するふるさと上島町のために、今後も全力を尽くしてまいります。

どうか皆様におかれましても変わらぬ御支援を賜りますようお願い申し上げ、立候補の表明とさせていただきます。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

これで、私の質問を終わります。

(藤田 徹也 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

これで、藤田議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、徳永議員の質問を許可いたします。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

(徳永 貴久 議員、登壇)

○(1番・徳永 貴久 議員)

議席番号1番、徳永貴久。

本日は、「国立公園を活かした滞在型観光の仕組み作りを」と題して、1問、質問させていただきます。

昨年11月27日に中国新聞朝刊で取上げられた「国立公園歩道5割無管理」という報道を受け、自然豊かな景観と歴史的な背景をもつ上島町の現状について伺いいたします。

町の第2次総合計画【後期基本計画】において、島人による上島ならではのまちづくり～住民自らによる、産業・歴史・文化・自然を活かしたまちづくり～をまちづくりの理念とし、基本目標1、交流の輪を広げる島人の施策展開の中で、国際的な関係人口の創出や、上島ツーリズムの推進等を計画しています。観光客に自然の美しさや地域の文化を体験してもらう施策の充実は、町の魅力を内外に発信する上で欠かせない活動です。

しかし、昨今の気候変動の影響による異常気象や獣害被害等、自然豊かな景観の維持、管理にはコストと労力を要する現状を踏まえると、持続可能な計画や仕組み作りが必要ではないかと考え、以下の点について質問いたします。

1. 現在、上島町内に設置されている国立公園歩道の位置及び全長。また、現在の歩道の状況。

2. 施設計画の概要及びその執行状況。

3. 地域住民や関係者との協働について、今後、町はどのような形で歩道の維持、管理を進めていくのか。

自然と共生した上島ツーリズムを進めていくためには、こうした国立公園の適切な管理と、その利用促進が鍵になると考えます。町民や観光客が安全で快適に自然を楽しむことができるよう、町としての具体的な計画と取り組みについて回答を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

(上村 俊之 町長、登壇)

○(上村 俊之 町長)

徳永議員の質問にお答えいたします。

現在の上島町内に設置されている国立公園歩道の位置及び延長や、施設計画の概要及びその執行状況についてですが、環境省の策定する瀬戸内海国立公園計画書においては、昭和32年に歩道4路線が計画されているようです。

ただ、その計画に基づき整備された歩道はありませんので、「国立公園歩道」と言われるものは上島町内には無いのが状況です。

しかしながら、積善山園地などの「園地」として整備している箇所が町内に3箇所あり、その園地内の遊歩道や山林を管理するための林道及び町道については、各担当課において計画的に維持管理を行っています。

徳永議員が仰るように、上島町は、各島の山頂展望台からのその眺望は、世界に誇れる観光資源であり、後世に残さなければならない財産です。国立公園の適切な管理は、上島町にとって最も重要な政策であると認識しておりますので、今後も継続して町による維持管理に努めてまいります。また、国の国立公園清掃活動事業補助金を活用するなど、地域住民の皆様のボランティア協力をいただくことも検討してまいります。

上島町総合計画において、観光振興の基本方針や施策展開の中で、自然環境を活用した上島ツーリズムの推進を図る計画があることは、御案内のとおりです。国立公園利用を含めた地域資源を活用し、観光客に町内を周遊していただく滞在型観光促進を図るため、現在、体験プログラムの掘り起こしや観光情報発信事業に取り組むよう担当課に指示しております。

今後も、インバウンドを含めた観光客の誘客を図り、関係人口の拡大に向け観光振興施策を推進してまいります。

以上です。

(上村 俊之 町長、降壇)

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

主題にも入れていますように、滞在型観光の促進を図るためには、体験プログラムが重要になると思います。そうすることで、リピーターの獲得であったり、長期滞在による経済波及効果などが期待できるからです。

先ほど、町長の答弁でもあったとおり、既に体験プログラム、こちらは掘り起こしをしていただいているということなんですけども、現在の体験プログラムのとか、あとは、今後ちょっとこれは必要になるかなと思う情報発信、これはどのような状況か、説明をお願いいたします。

○(黒瀬 智貴 観光戦略課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、黒瀬観光戦略課長。

○(黒瀬 智貴 観光戦略課長) はい

体験プログラムの状況、情報発信の状況ということでございますが、体験プログラムにつきましては、各事業者に御協力いただきまして、現在30のプログラムがございます。

それらの情報につきましては、観光ガイドブック「島の日々をめぐる本」や観光ホームページ、瀬戸内かみじまトリップ等で紹介し、ホームページ等では、その体験記等も掲載しております。

また、観光ガイドブック「島の日々をめぐる本」につきましては、今年度、英語版のものを作成いたしました。今後、インバウンドの誘客に活用してまいりたいと考えております。

その他にも、ゆめしま海道サイクリング推進事業において、サイクリストにも体験プログラムに参加していただけるように、サイクリングプラスアクティビティの体験記事も、自転車専門誌等のWeb記事にて発信も行っております。

今後も、町内により滞在していただけるよう滞在型観光の促進を図るための施策を展開してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

マーケティングにおいてですね、物が売れない理由として、知られていない、認知度不足というのが多々あります。内容がどれほど良くても、選ばれるためにはまず知ってもらう、知ってもらわなければなりません。

ここ上島町におきましては、愛媛県内においても、まだまだ認知度は低い状況であり、これが全国、世界となれば、なおさらです。ただ、これは裏を返せば、伸びしろが十分ある、そういうふうに捉えることもできると思います。

先ほど、課長が仰られたとおり、3月4日の愛媛新聞朝刊においても、インバウンド客へ向けた英語版観光ガイドブックを作成するなど、国外へのファン獲得も行っている状況が上げられていました。

引き続き、効果的な情報発信を行っていただき、あわせて地元にお金が落ちる仕組み、これを構築していただいて、ひいては人口増加につなげる観光戦略、こちらを議会とともに、一緒につくり上げていただけたらと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。ごめんなさい、ちょっとだけごめんなさい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

徳永議員の御提言にありましたように、しっかりと取り組んでまいります。

些細な、ここでいうようなことではないかもしれませんが、私は今担当課に対しても1泊2日で上島町を周遊できる計画を提案してくれと。職員だけで難しければIターンの方々、Iターンの方で外国の方々、そういう方にも聞いて、1泊2日、2泊3日の旅行を提案してくれと伝えております。

それはなぜかという、やっぱり長く住んでる住民にとっては、上島町の魅力がよくわかっていないということもあるかと思います。そういうところから掘り起こしていきたい、そのように思っております。

重ねて申し上げますが、徳永議員の仰るように、今後ともしっかりと対応してまいりたいと思います。(徳永議員から「ありがとうございました」の声あり)

(徳永 貴久 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい、これで、徳永議員の質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、ここで10分間トイレ休憩といたします。再開は10時5分からといたします。

(休憩 : 午前9時56分 ～ 午前10時5分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、一般質問、池本光章議員の質問を許可いたします。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

(池本 光章 議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

議席番号7番、池本光章でございます。

本日は、1件、「上島クリーンセンターにおける排ガスや焼却灰に含まれる有害物質等の排出規制について」と言うことで質問させていただきます。

住民の方から「クリーンセンターにおいてダイオキシンが発生したにもかかわらず、隠しています。どうか調べてください。」というお手紙が届きましたのでお尋ねいたします。

一般廃棄物処理施設からの排気ガスや焼却灰、飛灰等について規制基準が定められていると思います。そのため、毎年県に報告されているはずですが。

住民の方が指摘している「隠している」という状況判断は的確ではないと考えますが、直近の5年間分について県に報告されている資料があると思いますので、その資料をもとに、住民の方に誤解されないよう説明をしていただけますか。

また、排気ガスに関連して伺いますが、ペットボトル等プラスチック類をなぜ分別回収しないのかという声もよく聞きます。今や世界は脱炭素社会実現のためにいろんな行動を起こしています。

このことについて、上島町の将来展望をお聞かせください。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

(今井 稔 健康福祉部長、登壇)

○(今井 稔 健康福祉部長)

昨年10月に上島クリーンセンターから発生した「飛灰」から一般廃棄物最終処分場の処理基準値に適合しないダイオキシンの数値が検出されましたが、愛媛県の指導を仰ぎながら対策を実施し、現在は基準値以下となり通常処理しています。

原因は、集塵設備の部品劣化と焼却量の低下を防ぐため、機器類保守点検業者の指導により薬品注入量を大幅に調整していたためでしたが、部品交換や薬品調整により問題は解決しています。

なお、公表していない理由としまして、「飛灰」とは、排ガス出口の集塵装置で集められた灰で、焼却炉の底などから排出される「焼却灰」や「排ガス」とは区別され、薬品で固形

物化され抽出しているため、空気中には飛散することもなく、環境や人体に影響を及ぼすものではないこと、適正にセメント固化処理も実施し町民生活に関わる案件ではないこと、また、法的公表義務もないため、県内自治体の対応を参考に公表する必要はないと判断しました。

また、ペットボトル等プラスチック類の分別回収については、脱炭素社会へ向けた取り組みや、焼却炉の更なる長寿命化のため検討が必要であることは、定例議会やまちづくり懇談会においても、町長が発言しているのも御案内のとおりです。

ただ、本町は離島という特殊性から、本土と比較して高いコストやリサイクルルートの確保が難しい状況であり、現在担当課では、他の自治体やリサイクル協会から情報収集し、リサイクルの方法、ストックヤードや圧縮機などの新たな設備投資経費、新たに発生する収集運搬費用など、本町にとってコストが安く最適な処理方法を調査研究しているところでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

(今井 稔 健康福祉部長、降壇)

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

担当課のほうからいただいた排出基準、排ガスにおいては、5ナノグラムとなってるんですけど、私が調べたものによると、廃棄物焼却施設から排出される排気ガス中のダイオキシン濃度の基準は、次のとおりというこの表の中に（池本光章議員「資料」掲示）、焼却室の処理能力4トン以上については、平成9年、1997年12月2日から施行分については、0.1ナノグラムとなってるんですが、5ナノグラムというのは、2トンから4トンの、しかも、1997年以降の旧基準施設にかかる数値だと、これお見受けするんですが、こういったことからこうなってるのか、私の今インターネットから引き出した資料（池本光章議員「資料」掲示）が間違っていたのか、その辺の説明と、ちょっと、それから引き出した資料ですと、令和3年以降ちょっと載ってなかったもので、令和2年、令和元年は開けませんでした。

そして、平成30年、平成29年、平成28年、平成27年までちょっと載っておりましたので、それを見ますと、令和2年については0.097ということですので、0.1以下の基準に収まっております。平成30年については0.42、0.1ですから4倍ですね。平成29年については0.48ですから5倍近く。平成28年については0.015ですから0.1以下。平成27年については0.26ですから0.1を超えております。

この私の判断が、判断というかこの取り寄せた資料の解釈が違っておるのか。5ナノグラムであったらもうはるかにこれ下なんで、別に問題ないのですが、県にも一応確認したところ、オーバーしておりますけど適正に指導しており、その指導に則って上島町さんは適正に処理しておりますという回答いただいておりますので、私の解釈が違うのか、そここのところをちょっと御説明願えますか。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

基準値なんですけど、この焼却炉の大きさと建設年月日によって、池本議員が言われるように違います。上島町は、平成20年以降建設なので新基準になります。

処理能力なんですけど、この処理能力は、1時間に4トン以上になっております。上島町の炉は、1日9トンですが、1時間に直すと1.25になりますので、基準値は5となります。はい。過去ですね、1度も排ガスのほうにつきましては、基準値は超えたことはございません。

あと、今回超えたのは、飛灰といってですね、これは排出基準じゃなくて処理基準です。埋立て処分するときにする基準ですので、その前にきっちり対応をすれば処分は可能ということで、今回、適切な処分をしているところでございます。

以上です。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

私の認識不足で申し訳ありませんでした。

処理能力と1日の処理能力と時間当たりの処理能力をちょっと見落としておきました。了解しました。

それでですね、これは余談なんですけど、私の持ってる知識ではその焼却灰の中に含まれるダイオキシンが基準値以上ですと、以前は、その処理できる会社が九州の福岡しかなかったのので、九州の福岡まで焼却灰を送ってダイオキシン処理を済ませた後、処分してたという経緯があったもんですから、ちょっと心配になって、今、固化してということで、法律も変わったんでしょうから、そういうことで処分されたらいいということになっておるようですから、了解いたしました。

これ、そういったことを住民の方はなかなかわかりにくいところがありますので、こういった場できっちり説明してもらえれば、住民の方も安心するのではないかと思います。

しかしながら、ダイオキシンが発生しているんですよ。そのダイオキシンは、やっぱり体にとってすごく悪いものなので、住民の方は、上島町において癌の発生率が高くなっている、それはこのせいじゃないのかと危惧をされる方もおりますので、その辺のところもあわせてね、しっかりこういった状況でやっております、自分の皆さん安心してくださいという広報も、住民周知をさせるということも行政の務めじゃないかと考えております。

それで、脱炭素社会に向けた取り組みはということでお尋ねしましたが、ちょっと何かよくわからない内容でございました。

以前にですね、平成16年2月、地域新エネルギービジョン報告書。2つ目、平成17年3月、瀬戸内海島嶼部に賦存するバイオマス木質系食品廃棄物の小型単式水素メタン発酵装置によるエネルギー地産地消事業調査報告。3つ目、令和2年3月、上島町における地産地消によるごみ処理からの循環型社会推進モデル構築調査報告書。(池本光章議員「各報告書」掲示) こういったものが、報告されております。

以上、3つの脱炭素社会に向けた報告書があるにもかかわらず、脱炭素事業として、地球温暖化対策実行計画策定事業1,018万6,000円、1,000万円ですよ。1,000万円を超える予算が計上されております。具体的にどういったことを計画実行されるのでしょうか。

町長、お聞かせ願えますか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

勉強不足で申し訳ございません。平成16年、平成17年の案件について、私も十分把握しておりませんので、予算措置のどのような計画をしているかについては、担当課からお答えいたします。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

今回、当初予算に上げている計画でございますが、まず、事務事業編と区域施策編という2点がございます。

事務事業編につきましては、役場の公共施設において、これからの現状を調査してですね、今後どのような、将来に向けた脱炭素の縮減に向けてどのような施策を作っていくか、そのような行動を計画する予算でございます。

区域施策編といいますのは、町全体のこれから現状を把握、それから、今後どのような施策に努めていくかというような計画を作成する予定となっております。

なおですね、この計画作成につきましては、国庫補助金が4分の3付くような事業でございます。

以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

平成16年の話につきましては、合併前でもございますので十分把握できていないというお答えをしましたが、1,000万の予算に関しては、もう一度質問していただければありがたいんですけど、太陽光の関係じゃないかと私は把握しております。

これについても、担当のほうから報告させていただきますので、その1,000万の予算について、もう一度御質問いただいたらと思います。

○(前田 省二 議長) どうですか課長。部長か課長。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長)

令和6年度予算に計上されている事業で、(上村町長から「じゃないかなと思うんじゃないか」の声あり)先ほど説明したとおりなんですけど、はい。(上村町長から「あ、そうか、こめんなさい」の声あり) はい。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員、最後でお願いします。

○(7番・池本 光章 議員) 最後か。

○(前田 省二 議長) 4回目です。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

ちょっとカメラさん、これアップで撮ってもらえますか。(池本光章議員「報告書」掲示)
撮れた。これは、生名村当時です。16年、17年、NEDOを使っのこれ仕事ですね。100%補助です。生名村からは一銭も出しておりません。これだけ立派なものができております。

そして、このできた時点で合併になりました。合併になった時点で、上村町長のところには説明に伺っております。知らないというのは、どういうことなんだろうかね。それと、これは令和2年(池本光章議員「報告書」掲示)前政権時代に作成したものです。これは御存じだと思いますよ。

この島嶼部、瀬戸内海の島嶼部、これを立ち上げたときに、日本でどれだけの人に住んでる島をとというのもなかなか把握できてなかったそうで、これを作成するにあたってまずそこから調査機関が調査をして、大変な労力を要したそうです。それで生名村において、生名村における新エネに対していろいろ調査していったわけなんです、太陽エネルギーについて、何世帯に電力配布することができるか、風力エネルギー、海水温度差エネルギー、廃棄物エネルギー、バイオマスエネルギー、これの一覧表(池本光章議員「報告書」掲示)ちゃんとできてるんです。道筋もこの中に全部できてました。その成果品の一部として(池本光章議員「報告書」掲示)、水素メタンガスの発酵装置、これをつくることによって、生名のプールの燃料は十分確保できますと報告書も上がっております。

これは、上村町長にも説明しております。すいません、これアップで撮ってください。(池本光章議員「報告書」掲示)撮れた。OK。令和2年には、SDGsに基づいた、いわゆる地産地消型のエネルギービジョンもここへ、こうやってちゃんとできてるんです。これによって、焼却施設のあり方を考えることによって、10年間で12億円削減できるような試算もできております。1年1億以上浮くんですよ。これは、町からの単純な町の経費が1億円浮くんですよ。この1億円っていろんなことに使い道あると思うんですよ。

そういった努力をしていただきたい。この財政難の上島町で、どうやって住民の方にサービスの向上、質を上げていくのか。その外部からのお客さん呼び込むことも同時に重要なこととは考えますが、いかに上島町単独の支出、ごみ処理してもそう、いろんな事業があると思いますよ。その支出を押さえて、出すものは、かけるものは最小限、効果は最大に、これがやっぱ行政の務めでしょう。

とにかく、目を通していただいて、この中の何が駄目なのか、それを検討してもった上で、新しくビジョンの策定に入りますよ、こういったところは訂正が必要ですよというのであれば私も納得します。こういったものがあるにもかかわらず、また1,000万もの金をかけて、その内容は何を絞った脱炭素に行くのか。そんなことも全部業者任せにしておいて、1,000万も使ってしまう。すいません。ちょっとどうしても怒り口調になってしまいまして、申し訳ございません。

もうちょっとよく考えて予算計上していただいて、住民のためになるような施策をお願いしたらと思ひまして、一般質問終わります。

（上村町長から「回答はよろしいですか」の声あり）いいです。（上村町長から「回答したいんですけど」の声あり）

（池本 光章 議員、降壇）

○（前田 省二 議長）

はい、これで池本光章議員の質問を終わります。

○（前田 省二 議長）

続いて、大西幸江議員の質問を許可いたします。

○（8番・大西 幸江 議員） はい。

（大西 幸江 議員、登壇）

○（8番・大西 幸江 議員）

議席番号8番、大西幸江です。

今日は2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、災害に備え命を守る対策をとということでお願いします。

令和6年1月1日能登半島地震が起きました。そして、2か月が過ぎましたが、いまだインフラの回復がなされていない地域が多くあり、東日本大震災で経験したことを活かしているのか疑問が残る状況です。

私たちが住む上島町でも、30年以内に南海トラフ地震が70～80%の確率で起こるといわれて、10年が経過しております。そのため、毎年5月の防災訓練では、南海トラフ地震を想定して、避難訓練を実施しているところですが、実際に起きていない災害をわがこととしてとらえて避難訓練を行うには、10年はなかなか長い年月です。最近では、防災訓練は集合して終わりという地区も見受けられます。逆に、消防や防災課の努力の成果か、地域で独自に防災訓練を実施している地区も増えてきており、この小さな上島町内でも地域格差が発生しているように感じます。

上島町には、地域防災計画が作成されておりますが、1,000ページ以上にのぼる内容で、住民が熟読・熟知して取り組むには非常にハードルが高いと感じます。ですが、計画の中では自主防災組織や消防団・災害ボランティア等との連携協力も謳われており、現在能登半島地震の報道で災害ボランティアが来るにしても、交通の問題や宿泊の問題等山積みであることを耳にしていると、この地で災害が起きた時に、何もかも間に合わないのではないかと不安に感じるところです。

そこで質問します。

上島町防災計画にあるような連携や協力体制を盤石なものとするために今後どのような防災訓練を実施していくのか。町のお考えをお示してください。

○（小林 俊則 消防長） （挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、小林消防長。

○（小林 俊則 消防長） はい。

（小林 俊則 消防長、登壇）

○(小林 俊則 消防長)

大西議員の御質問にお答えいたします。

上島町総合防災訓練では、自主防災組織の強化育成と住民の防災意識向上を目的として、津波避難訓練を毎年実施しているのは御承知のとおりです。

これまでの総合防災訓練で実施している住民避難後の訓練につきましては、自衛隊による緊急避難所から避難所への搬送訓練やカレーの炊き出し訓練、日本赤十字社による防災講話や避難所体験訓練、社会福祉協議会の防災グッズ作成、消防団員による消火栓取扱い訓練、消防署員による救命講習や救助訓練展示など、関係機関が参加した訓練については、各地区を持ち回りで行ってまいりました。

また、車椅子を利用した要支援者搬送や自家用車を使用した災害情報収集及び電源確保など自主訓練については、地区説明会で依頼し実施をしていただいています。

災害対策本部での訓練については、スマートフォンや安心カメラからのライブ映像による情報収集訓練を取り入れ、愛媛県や国土交通省とはWeb会議を行い、職員対応訓練では、ブラインド訓練により訓練が形骸化しない様にしております。

消防防災課では、災害発生時に住民が自ら命を守る行動を起こすことが一番大切であると考えており、今後の総合防災訓練につきましても、全町民を対象とした避難訓練を継続いたします。

そのうえで、関係機関の訓練参加を継続しながら、更なる連携強化に努め、各地区における自主訓練が充実した内容で実施できるようにして参ります。

以上、よろしくお願いいたします。

(小林 俊則 消防長、降壇)

○(8番 大西 幸江 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番 大西 幸江 議員) はい。

お答えいただいたようにですね、総合防災訓練のときには、自衛隊の炊き出しがあったりとか、それから各地区でも防災グッズを確認したりとかね。社協さんとか、赤十字さんとかに御協力いただいた訓練をやっていることは存じておりますし、それ以外にも、時期をずらしてですね、各地区で訓練している地区もあります。なので、その辺の努力は十分されていることはわかるんですけども、まずですね1,100、確か16ページだったかな、ある防災計画って皆さん、見られたことがありますか。副町長はね、もちろん、もちろん見られると思います。うなずいてらっしゃいますけどももちろん見られてると思います。消防の方ももちろんそうですし、防災課の方もそうだと思うんですけども、実際あれにパラパラっと私もパラパラっとしか読めませんけど読んでみたら、結構普通のこと書いてあります。最後には協定書がありまして、こういうふうにやっていきたいという希望なんだなっていうことはわかりました。でも、あれを住民の方が目にして、自分たちがじゃあこれで、何ができるのか、協定もホームページなんかで公表されたりテレビでは取り上げられたりすることもあるんですけども、ケーブルテレビとかね。何でなんですけど、それを覚えていることってまず多分できないと思います。なので、自分たちが本当に被災したとき、もちろん、

一番最初は自助です。だから自分たちで自分の身を守る。そのあと、共助、周りの人と助け合う。最後が公助っていうふうになってくるので、その順番を変えてくれとかもっと役所の方に何かしてくれって言うわけじゃないんですけれども、まず協力するっていうところを考えると、自主防災訓練で確かに自衛隊が来たり、赤十字が来たりはするんですけど、じゃあ集まったときに今携帯電話で点呼の確認してますよね。能登のときに携帯電話使えましたっけ。確か報道では、携帯電話がやっぱり使えなくて、なかなか困ったと。で、今の状況だと、自主避難されて自宅避難されている人たちに支援物資が届かないで把握できないから困っているという状況ありますよね。だから連絡体制を、密にするっていうのはすごく重要なことだと思うんです。ですが、こちらが役所の方から連絡する体制もあるのかもしれないんですけど、こちらから、連絡する方法が、全く示されていません。でも、訓練の冊子を見ると、計画を見ると、お互いに連絡体制組もうねって書いてあるんですよ。もう、もっと細かいことを言えば避難所の鍵すら住民がどこにあるのかわからない、防災倉庫の鍵も役所にあるままです。何かあったとき、公助が間に合わないってなったときに、共助で頑張りましたよって言っても、倉庫の鍵すら明かない、壊すっていうことになってしまうので、もう少し、大きなことももちろん大事なんですけれども、まずは助かった後、どうやって連絡を取るのか、避難所とか、防災倉庫はどのようにしたら使えるようになるのかというような広報が、大事なかなと思うんですけれども、そういう協議とか、訓練の下準備っていうのは、どのようにされておりますでしょうか。

○(小林 俊則 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

防災訓練を実施するにあたっては、総合防災訓練ですね、各地区に事前にこういうふうな形でやっていきますという形で、担当課の担当者の方が毎年、御説明させていただいてます。

その上でですね、実際に避難訓練を行うときには、各地区の緊急避難場所、今回でも50ヶ所、実際にあります。で、訓練後の先ほども言ったような連携訓練については、持ち回りでやってるんですが、個々のその50ヶ所ある避難されている中をひとつひとつを細かくですね、やっていくのがちょっとなかなか難しいところがありますが、今後もこまめに情報収集を行いながらですね、先ほどご指摘がありましたような細かい調整ですね。

また、こちらの方に申し出ていただければ、うまく回れるようにやっていきたいと思えますので、よろしくお願いします。

○(8番 大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番 大西 幸江 議員) はい。

緊急避難場所というのは多分一時避難場所ですよ。

で、一時避難場所も住民の方の声を聞いていると、あんなどこに何で避難するかわからないという人も結構いらっしゃいます。これ前から言ってるんですけども、地区との避難場所の、打ち合わせとかすり合わせ全然できてないんですよ。役所の人が決めたのか、自主防の会長が決めたのかちょっとよくわかりませんが、ここに避難してくださいって、確か

に書いてあります。そこに避難訓練ときに行くんです。行くんですけど、あそこに行きよったら、先に津波にやられるよなあっていうような話をする方もいらっしゃるし、あそこの方がうちより低いんよ。だから行きたくないんよ。ていう人もいますよ。こういう中でやはり説明を地区の会長さんに担当者の方がされてると思うんですけども、やはりもっと調整をね、していかないと、住民がどうしたいのかっていうことを、やっぱ話を聞かないと、今能登で一番最初に大きく報道されてましたけどプレハブに避難所に行かれなかったから、プレハブにみんなで避難して、みんなでここで避難生活やってますっていうの報道されてましたよね。多分ああいう状況があちこちに上島町でも起こるんじゃないかなっていうふうな危惧をします。そうすると、把握できないでしょう。今ですら50ヶ所ですよ。それ以外にみんながバラバラに避難してしまったら、把握できないじゃないですかなかなか。珠洲市なんかは、今でも水道の通水率が3%だそうですこれ29日、2月29日現在だそうですけど。やっぱり一番端っこで道のことも、ニュースで話題になってましたけど、一本の道しか通っていないので、救助に行くにしても何するにしてもやっぱり不便で、うまく人員がまわっていないという状況があるという報道でした。そういうことも考えると、今この50ヶ所のところを、これから細かく調整しますですけどまず避難する場所の調整からスタートしてもらって、その場所自体も本当にそこでいいのか。今度は、総合防災訓練が役場の人のためだけの防災訓練になっていないか。本当に住民の人たちが、避難した後、すぐに命が助かった後、どこにけがをした、それからここにいるよっていうことを知らせたらいいていう連絡体制を整えていかないと助かったはいいけど、あと何にも音沙汰がないっていうような状況になると、やはり住民の人が安心して暮らしていくということにはならないと思うんですけども、その辺のこれからの調整はどのようにされますか。

○(小林 俊則 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

まず御質問のあった50ヶ所近くある避難所についてですが、これにつきましてははですね、防災マップとかで、緊急避難所計上させていただいてますんで、それ自体は100何ヶ所あるんですが、その中で、防災総合防災訓練で、避難しているところを選択しているのは、こちらがここに避難してくださいっていう指定をしてるんじゃなくて各地区で決めていただいていますので、そこにつきましては、こちらが指摘し、どうですか指定して避難しているところではないということは御理解いただきたいと思います。はい。住民との連絡体制については、今回の能登の地震で携帯電話が使えないというところで、これまで孤立地区に対しては、衛星携帯電話を配置してるところもありますけど、支所で支所同士の孤立地区と、各支所については衛星携帯電話を使用しての連絡が取れるようになってます。各地区の避難者と支所間の連絡っていうのは、電話が使えない中でなかなか、厳しいところもありますので、今後どうやって、もう支所職員が各地区を回っていくしか、今のところないのかなとは思いますが。はい。今後も考えさせていただきたいと思います。ちょっと難しい問題なんです。(上村町長から「難しい問題じゃないわ」の声あり)

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

各避難所への対応はしっかり計画をしております。

難しい問題でこれからという話ではございません。

それと衛星携帯電話によっても対応するということでございますが今、担当課に対してはまだ私もよくわかりませんがスターリンク等々が活用できないかというような指示も出しております。規模にもよりいろいろありますので想定外のことも発生するかとは思いますが、今現在、上島町対策本部としてできることは十分対応させていただいております。

○(8番 大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員、最後で。

○(8番 大西 幸江 議員) はい。

十分計画はされてるんだと思いますけれども、でも実際は本当に難しい問題だと思います。

なかなかね、みんな同じ意識じゃないし、同じ知識じゃありません。なので、お知らせしてくれないことはわかりませんし、こちらから住民の方からね、声を上げて、こうしてくれああしてくれっていう、いえるものでもないんです。なぜなら、わからないからです。わからないことはやっぱ聞けないんですよ。で訴えられないし、で、まして、一番最初に質問内容でも読み上げましたけども、特に大きな災害がある地域でもありません今まで。多少ね、地震で揺れたとかいうことはこの間もありましたけど、それ以外に命をみんなが落とすような大きな災害があったことは多分ないと思います。なので、なかなか自分ごととしてとらえて、絶対に今これを聞いとかなと死んでしまうなんて思うことはないの、調整は非常に難しいと思います。なんで、ただ計画してるだけじゃなくて、やっぱり住民との意見交換とすり合わせ、それと広報っていうのが大事になってくると思うんですよ。それも時間が1回やればいいっていうもんじゃなくて、何回も繰り返してやる必要があると思うので、計画はしっかりとお立てになってるということですから、これから地道にいわゆる布教活動ですかね。それをしていただいでですね、住民がいざ災害が起きたときに困らないように努力をしていただきたいと思いますが、最後消防長いかがですか。

○(小林 俊則 消防長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、小林消防長。

○(小林 俊則 消防長) はい。

大西議員も御存じかと思いますが、担当者の方が、各地区に出向いて行って、地域で自主訓練が実施できるような形で御声掛けをさせていただいて、今少しずつ動きが出てきています。その動きを大切にしながら、今後も継続して担当者も頑張っておりますので、そこを起点にしながら、防災体制を整えていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長) はい、続いて大西議員。

○(8番 大西 幸江 議員) はい。

そしたら2問目の質問に行きたいと思います。

2問目はですね、選挙広報を発行して、よりよい選挙ということで、質問させていただきます。

上島町も合併して20年、5回目の町長と町議会議員の改選選挙を迎えようとしております。今までの経緯をみると議員選挙においては、島ごとの選挙区制度から8年前全町一区の選挙になり、上島町全体から自分たちの代表を選ぶことができるようになりました。ですが、実際には他の島の候補者についてはなかなか知る機会もなく、今まで2回の選挙をしてきました。住民からは、候補者のことが分からないから、国政のようにCATVを使った政権放送をしてほしいとか、全員で討論会を開いてほしいなど様々な声を聴いています。

公職選挙法第167条は、国政選挙と都道府県知事選挙においては、選挙公報を必ず発行し「公職の候補者の氏名、経歴、政権等」を掲載することを規定し、その他の地方選挙では同法第172条の2により選挙公報条例を定めて選挙公報を発行することができるとしています。

選挙公報は、選挙の候補者がどのような人物でどんな政策を掲げて町民の代表となろうとしているのかを有権者が知ることができるとともに、当選した候補者が任期中にどのように活動し、政策を実現していくのかを検証するための重要な資料となります。

そこで質問します。

上島町でも条例を定め、選挙公報を発行すべきと考えますが、理事者の御考えをお示しく下さい。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

上島町選挙管理委員会の書記長として答弁いたします。

御質問いただきました選挙公報の発行についてですが、上島町では、現在、選挙公報を発行する条例は定められておりません。

その理由としては、選挙期日の告示日の午後5時が立候補届出締め切りとなっており、そこから選挙公報の原稿を受領し、翌日から選挙期日の前日までの4日間の間に印刷及び配布を行う必要があるため、時間的に非常にタイトな作業となる為です。

その4日間の間に配布しようとしても、郵便では翌日午前中までに、印刷物を封筒に折り込んで配布可能な形に整えて、郵便局に持ち込む必要があります。新聞折り込みを活用したとしても新聞を取っていない住民が一定割合おり、更に配布までに既に期日前投票を終えている有権者が一定数いることが想定されることから、限られた有権者にしか選挙公報の効果が期待できないと思われるためです。

また、令和2年の公職選挙法改正により従来、町長選挙の候補者にしか認められていなかったビラの配布が、町議会議員の選挙においても認められることとなり、ビラ作成の経費を町が負担する選挙公営の対象になる事が条例で定められているのは御案内の通りです。

町選挙管理委員会としても、大西議員が仰られるように選挙人が候補者の情報を把握できることは大切なことであると考えておりますので、まずは、このビラの配布が認められてから初めての選挙となる町長選挙・町議会議員選挙において、ビラの配布効果や従来の選挙運

動用葉書の利用の状況を検証し、将来的な選挙公報発行の必要性について考察してまいりたいと考えています。

以上でございます。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

○(8番 大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番 大西 幸江 議員) はい。

要は、選挙公報を発行しないっちゃうことですね、今の答弁から言うと、なんですが、全国を見るとですね、町村長の選挙で52%、町村議会の議員選挙でも51%は選挙公報を出しております。同じですよ条件、期日が短くて、なかなか配るのが大変ですよって、新聞をとってない状況も同じだと思います。もう51%ところがやっていて、全体の1,741自治体で言うと7割の自治体が、もう選挙公報を出しております。ということは条例を定めているということです。この中で、上島町がいよいよやらないよっていう理由がちょっとよくわからないんですね。葉書とかビラなんですけども、一応、私たち議員がビラを配れるのは、1,600枚です。有権者数何人でしたっけ。確かこの間公表されて5千何人じゃなかったですか。全然足りませんね。葉書も議員で800枚、これ町長選挙になるとですね、通常葉書が2,500枚、ちょっと増えるんですけども、それでも有権者数の数には全く足りません。だから、その人物を知るところにはなかなかないということです。こういう状況でですね、愛媛県で、愛媛県の町でどこがやっているかというそうですね、砥部町と松前町がやってます。砥部町はですね令和2年に制定していて、告示後2日後には配布ができたそうです。これ新聞折り込みされてますね。印刷部数は約7,000枚でホームページにも掲載して、役所や公民館を含む各投票所で自由に取れるようにしたと。で、期日前投票も確か2割ぐらいだったと思うんですよ。全体的な数値なんでね。上島町がどうかはちょっと詳細わかりませんが、でもそれだけ配布できるということです松前町も同様ですね。公民館、役場、ホームページの掲載でやってます。他の地域も一応念のために調べてみました。はい。宮城県、これちょっと東北の方です。どんなところかわからないんですけど地域差があるのかなと思って、各役所に電話してお伺いしました。宮城県は、印刷屋さんでやっぱり、やるそうです。事前審査のときに原稿を集めといて、告示日に印刷屋さんに持っていくと。翌日納品していただいて、そのまま区長さんなどをお願いして告示翌日には、各お家に選挙公報が届きましたというようなことをおっしゃっておいりました。近所で言うそうですね、広島県の海田町なんかはすごく手厚くてですね、1万2,000部印刷するんですけども、これも事前審査のときに、下準備で記事を集めるそうです。告示日に印刷のサインを進めてくださいということをお願いをして、翌日上がってきて、配布は基本新聞折り込みで、公共施設にも置きますとそれ以外に、新聞をとってない方でお電話いただければ、個別に配達、もしくは事前申し込みで郵送ができるようになってるそうです。こういうことですねやる気さえあればできるんだなというふうに思うわけですよ。どの町も一緒ですね、選挙の日数は、っていうことを考えると上島町だけが、

いや4日間しかできないから配布できないしやらないよってということにはならないと思うんですけども、その辺のお考えいかがですか。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

先ほど議員から御指摘ありましたが上島町といたしましても検討していないわけではございません。3月1日にありました選挙管理委員会におきまして、9町愛媛県内9町の状況も説明した上でですね、委員の皆さんから意見を聴取いたしました。その中で、ビラが新たに配布できることになったんで、今回の選挙におきましては、選挙公報を配らなくてビラの方で検証してみましようという意見になって、このような状況なっております。以上です。

○(8番 大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番 大西 幸江 議員) はい。

住民の方からですね、この間、議会の方の投書でかみりんの投票証明書がどうなんだ、こんな不要だっていう意見がありました。議会だよりも掲載したので皆さんも目にされたかと思えますけれども、もうそれに比べたらずっとこれ有益だと思いますよ。選挙の投票率上げたいんですよ。関心持って欲しいんですよ。無駄だと言われたくないですよ。それを考えたら、この方がずっと、有効で、でまして、ここは、未来留学の高校生いますよね。

それから商船の寮生いますよね。ここにずっと住んでいない人たちも投票権を持つんです。そういう人たちに、やはり、どんな人がどういうふう to 政策を考えていて、どこに考えた結果で投票してもらおうかっていうのは、やっぱり重要なことだし、選挙の投票率を上げることの一助にもなると思います。そうじゃないですか。選挙管理委員会が決めただからそれでいいんですみたいな話もやっぱりちょっとやっぱ違うと思うんですよ。愛媛県下でこれだけやろうとしている自治体があって、他にも今、愛南町や内子町も選挙公報を出すための条例を策定する方向でやっているというふうに聞いております。検討してると。そういうところがありながら上島町が遅れをとってですねまた、全国で7割ももう発効しているのにまだしないっていうこの状況はどうですか。22歳の医療費の補助は県下一番ですって言って、肝心の主権者教育は置き去り、これはちょっとどうなんだという感じがするんですけども、せめて選挙管理委員会にもう一度、かけていただくことはできないですかね。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

選挙管理委員会に投げかけることはできますので投げかけないと言ってないので誤解をされないようにお願いします。

また未来留学とかですね、商船学校の方に説明に投票率上げるために対策してないというような発言に聞こえたんですが、我々移動投票所、また主権者教育、両校にも行ってますし、学校の先生にも協力いただいております。

その辺誤解のなきよう、よろしくお願いいたします。

○(8番 大西 幸江 議員) (挙手)

○(前田 省二 議長) はい、大西議員最後です。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

商船や高校に何もしに行っていないとは言っていないよ。だけど、選ぶ手だてを渡さないっていうのはどうなんですかって言う話をしてるんです。はい。なので、じゃあぜひもう一度、選挙管理委員会の方に全国の状況等もお伝えしてですね、ぜひ選挙公報を発行していただけるように御検討をよろしくお願いいたします。

以上です。

はい、ありがというございました。

(大西 幸江 議員、降壇)

○(前田 省二 議長) はい。

これで、大西議員の質問を終わります。

○(前田 省二 議長)

続いて、濱田議員の質問を許可いたします。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

(濱田 高嘉 議員、登壇)

○(7番・池本 光章 議員)

議長、休憩とってください

○(前田 省二 議長)

休憩とりますか、皆さん。濱田さんよろしいですか。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

○(前田 省二 議長)

トイレ休憩がとりたいということなんで、ここで10分間休憩といたします。すみません。

(休憩 : 午前11時3分 ～ 午前11時15分)

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

それでは、濱田議員の質問をお願いいたします。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

議席番号10番、濱田高嘉です。

今回の一般質問は1問行いたいと思っております。

主題は、「魚島船舶新造船建造事業について」御尋ねをいたします。

令和3年9月議会で魚島航路の「ニューうおしま2」の代替船建造に関する質問をし、その答弁についてどうしても納得できず、改めて再度質問を致します。大変恐縮です。

当初の計画では、令和6年4月の就航を目指していたが、資材高騰などの影響に鑑み、足踏み状態の中であっても、令和3年7月に魚島航路改善協議会が設置されました。

協議会委員は、副町長、担当部長、魚島地区各種団体の長4名、税理士1名、四国運輸局1名、県課長職1名、計9名で構成され、令和4年2月までに計4会の航路改善協議会が開催され、その協議結果を基に魚島航路改善計画書が作成され、令和4年3月議会にも「概要版」が配布されております。

また、「魚島航路新船建造委員会」が令和4年10月に設置され魚島地区代表者、四国運輸局、愛媛県、学識経験者、上島町、町議会から1名、合計10名で構成された新船建造委員会がこれまでに令和4年10月、令和5年3月、同年8月、令和6年1月と計4会の委員会で終了し、2月1日付けの新聞の報道では「現船と同規模想定、25年度末完成目指す」との見出しで記事が掲載されました。

そこで、どうして魚島航路に小型船舶適応船の19トン化した旅客船建造に取り組めないのか、なぜ反対なのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

(杉田 和房 総務部長、登壇)

○(杉田 和房 総務部長)

濱田議員の質問にお答えします。

次期建造船案は、「魚島航路改善計画」の策定に当たり、魚島航路改善協議会において協議した結果です。

その内容は、魚島の周辺海域、特に冬場は波や風が強いため、魚島航路が安全に運航できること、生活航路であるため、冷蔵庫などの大型の荷物を置くことが可能なスペースやバリアフリースペースも必要であることから、19トンの船ではこれらの条件を満たすことができないため、現船と同等の大きさが必要であると決定したものです。

令和4年2月16日の協議会で決定されたこの内容は、濱田議員の御発言のように令和4年3月2日の全員協議会の報告事項で、航路改善計画概要版にて説明し報告させていただいています。

また、更なる詳細な内容いわゆる仕様書の検討をするため、令和4年10月に設置した「魚島航路新船建造委員会」において、魚島航路改善協議会で決定した内容に関しても、十分に審議しております。

このようなことから、船舶の大きさ等の使用については、何度も協議した結果ですので、御理解をお願いいたします。

以上よろしくお願いいたします。

(杉田 和房 総務部長、降壇)

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

今の答弁は、令和3年9月議会でも同じような趣旨の答弁をいただきまして、それが納得できなくて今回のまた再質問となりまして、大変恐縮ですが、私の考えを述べさせていただきます。

航路改善計画書を見ますとですね、具体的な改善の指摘もほとんどなく、また、効果的な運行経費削減に向けての突っ込んだ協議も見えず、航路の現状報告が主で甘い経営診断と需要予測をし、航路の課題である抜本的な経費削減等に向けての取り組みが不十分であります。

また、現有船のトン数と同型の前提とした協議をされております。機能向上を要望し、乗組員は3人体制の3人体制を保持して、収支計画に至っては、令和2年度の実績が掲載されていますが、令和2年度魚島船舶歳入歳出決算書の数字と異なっており、このことから令和3年から令和17年までの大まかな収支計画は収支計画が作成されていますが、大きな疑問を感じております。端的に言って、航路改善計画ではなく、52トンクラスの建造を見込んでの航路現状維持計画と言っても過言ではないかと思っております。

そこで具体的に質問させていただきます。

日本国籍の総トン数20トン未満ということは19トンですよ。の船舶の旅客船ですよ。の席数、それから20トン以上、大型船と言ってますけども、大型船の旅客船の隻数、或いはまた、割合といいますかね、これはどの程度か、もしわかれれば答弁をお願いします。

2つ目、総トン数20トン未満の旅客船の運航基準と魚島の50トンクラスの運航基準を教えてくださいたいと思います。

それから、魚島航路に投入を予定されている新造船の乗組員が3人になっておりますが、その法的根拠について教えてくださいたいと思います。

それから、魚島航路の航路は、離島航路ということで認定されておりまして、国県から相当な約7,000万ぐらいの補助金をもらって運行されています。7,000万で足らないので、上島町が一般会計から4,000万ぐらい入れて、1億1,000万ぐらい足してるという状況であります。ということは、全体のざっくりですけども経費が1億3,500万ぐらいかかってます。そのうち売上げが2,500万ですから、どうしても1億1,000万ほど足らない。これは離島航路ということもあって、国、県、町からも1億円以上出して運営をしているというのが現状でございます。そういう現状の中で、やはり同じサイズの船を造るという、これはなかなかですね、ずっと未来永劫といいますかね、島民がいる限り、運航していきますので、その1億数千万のお金がかかるということはもう目に見えております。

改善航路、航路改善協議会の中でも議論されてますけども、あくまでも52トン現有船と同じサイズを造る前提で書かれております。一度も19トンを検討したというのが、いただいた資料の中には、ありません。

やはり、そこで今言ったような何が問題でどうなのかと、こういうことなんでございます。ぜひ、今、お尋ねした質問についてお答えをお願いしたいと思います。それと、これは平成20年か21年頃から実施してまして、魚島島民の方々だけに運賃の5割、今は確か23年ですかね。それは確認できませんけど21年か23年だと思いますけども、6割カットしていただいて、運賃をいただいているというような状況でございます。仮に、魚島・土生間、今1,050円ですかね。これは間違いなければ、この6割引き、島民の方は、420円で乗船できるということで

す。我々は、島民以外ですから上島町と弓削、佐島、岩城、生名の方は、これを適用できない。あくまでも、魚島・土生間を乗るとすれば、1,050円の料金を払って行かなきゃならない。このように赤字で大変なときに6割も近くカットする意味があるかと。それも126名の方々のために、私はやはり、公平さが欠けているというふうに思っております。

ですから、今、3点、4点、4点ですかね、質問しましたけどこれに対してお答えをいただきたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長)

2点について、お答えさせていただき、後2点については担当課からお答えをさせていただきます。

まず、20トン未満の日本中の旅客線の数把握しているかという御質問だったかと思いますが、今現在すぐには答えれないと思います。

ただ、その数を数えた方といってこの魚島航路に対して何の意味もないものと私は思っております。太平洋・瀬戸内海・日本海始めそれぞれ条件が違いますので、平均して魚島の航路を平均値で出せというのはまるっきり間違った考え方でございます。よかったですら今日もうおしま丸に乗ってみてください。とんでもない波でございますので、皆さん勘違いされてる、瀬戸内海だから静かだかといったらとんでもない話です。命がかかわりますということで、客船の数、いくら数えても何の意味もなさないと思っておりますので、担当課が、把握してたらお答えしますけれど、私は意味がない内容であると思っております。それと島民だけ割引はおかしい。それは濱田議員の持論かと思いますが、同じ町内であって要は生活航路です。命を守るための航路に対して、住んでいる方々に割引をする。これも全く問題はないものと思っております。

○(大林 卓也 支所長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大林魚島支所長。

○(大林 卓也 支所長) はい。

それでは5点の質問にお答えし、5点のうち3問ともう一つ国内20トン未満、それから20トン以上の割合というのは私のほうも特に必要ないかなという理解で把握はしております。

次に、運航基準につきましては、よいしょ、22年6月1日に定めたもの。それから、その上の上島町魚島船舶安全管理規程にも必要な事項は掲載しております。それから乗組員3人の法的根拠、これ法的根拠というよりも離島航路で補助事業でありまして、国の方とも、どうしても協議とかする中で、安全面を考慮する経済面ももちろん考慮する必要がございますけれども、安全第1というのが最もで、国の方、四国運輸局さんの方についても、3人が妥当であるという判断でございます。それから、19トンの船を造るのに、19トンの検討がない。50トンクラス現船と同等クラスありきじゃないかということなんですけれども、19トンの検討についても話をしております。改善協議会の方ですね、アンケート調査をします。その中で、中には19トンクラスの利用客も少ないので、19トンクラスの船でもいいんじゃないかという意

見も数はごく少ないんですけどありまして協議会の方で検討した結果ですね、やっぱり魚島航路というのは旅客だけではなく、郵便物、それから宅配、個人が物を買ったりしたときに先ほども答弁ありましたように、大きな冷蔵庫だとかあとなんか工事に来てもらうときに工事業者がちょっとしたスペースを取る工具だとかですね、建設資材とか積むのに一定程度のスペースが現船同様必要であることからですね、J R T Tの方も検証した結果ですね、19トンの船では、その要件を満たすことはできないというような判断をしておりますので、御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい、議長。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

全然、私と認識が違う。瀬戸内はですね、これ全体ですけども、専門的に言いますと、平水区域、その他には沿岸区域、近海区域、遠洋区域と分かれております。この瀬戸内は、全てと言っていいほど、平水区域です。そういう前提の中で、先ほど、割合はわかりますかとお話しましたけども、20トン以上の船、当然魚島も入りますよね、20トン以上の旅客船、これが全国で700隻。700隻。それから19トン、20トン未満といいますけども、この船が、瀬戸内をメインにしてですね、国内全体で、32万隻。これだけ活動してるんですよ。これも、運輸省じゃなくて国土交通省が認めた車と一緒にですよ。軽四と普通乗用車を比較するなという。普通乗用車は安全で軽四が安全じゃないかと言ったら一緒ですよ、言っていると。だから、ほとんどの瀬戸内で走らしてる公営船舶も民間も19トンを採用してるんですよ。これ小さいからじゃないんですよ。19トンでも50トンクラスの80人の定員はカバーできるという船が全てですよ、ほとんどですよ。中には、先ほどありましたように荷物積むから冷蔵庫を設置するからということで定員を50名にして、そういう荷物置き場、冷蔵庫等々を設置している航路もございます。

それから、運航基準を具体的な話が出ませんでしたけども、こちらから言いますと、19トンの船も50トンの船も風速は15メートル以上あれば走りません。波の高さ、これが1メートル以上あれば走りません。視界が500メートル以下でなった場合は、走ることができません。これは運航基準で決まっています。これは19トンの船も50トンのうおしま丸も確認して済みです。それから他の航路も同じようです。多少の時間のずれはありますけども、大体、1時間2時間の差で、特にこの芸予あたりはですね、だから、それ以上になるとうおしまも止まるし芸予も止まるし、他の航路も止まるというんですよ。だから、50トンであろうが、19トンであろうが、同じ内容の船であれば、コストの安い船を造って、やるべきじゃないかと思うんですよ。だから、乗ってみてくださいよ、あんな時化の中で走って大変ですよと、もう前回も同じようなことを仰いましたが町長は、ジェットコースターみたいだった。ジェットコースターみたいだったら走らないんですよ、今言ったように。自主判断船長判断で、走れないんですよ走ろうと思っても、途中でそういう突然の気候、或いは海上といいますか、の変化で、そういう場面に遭遇するかもわかりませんけども、それは引き返すかそのまま走るか、これはもう船長の判断だと思います。それから、定員3名、定員というか乗組員3名

というあれも、何を基準で法的にだったら、安全のためだと、安全のためだったら、人をいくらでも雇って人件費払ってコスト上げていいんですか。芸予汽船でも、あれは、その岩城汽船さんとの、それから、土生商船さんでも19トン走らしてます、芸予汽船さん50トンですけども、50トンでも、2名で運航してます。これは運輸省というか私はもう古い人間ですから運輸省とありますが、国土交通省の資料見ますと定員はですね、船の大きさが700トン未満という前提と、それから、最長運行時間が8時間、大体このうおしま丸でも1時間半もかかれば十分だと思うんですけども、8時間以内であれば、それから、いろいろ条件ありますけども大方700トン未満の船で、8時間の運航継続以下であれば、2人でいいということも書かれております。それに沿ったと思うんですけども、芸予汽船は、同じ50トンですけども、2人で運航しております。どうして芸予汽船が50トンかと言いますと、会社ができた当初、昭和63年、4年、三セクで、町の株主ですけども、このときはですね、尾道・今治間65万人ですよ。その方々が移動してたんですよ。今から30、40年近くなりますけどね。皆さん御存じでしょう。商店街いっぱいでしたよね、尾道も今治も。今閑散としてますよね。そのように時代とともに変化していく。だから、私は、財政があるのが許すのであれば、大は小を兼ねると言いますから、それはそれでいいでしょうけども、1億1,000万もどうしてもかかる、赤字になる。じゃあ運賃上げたら生活航路だから上げられませんよね。そういう中で、19トンを外してっていいですかね、50トンクラスを見越して、改善協議会が立ち上がり、そこで、現有船と同等の船を造るということを明確にして、それで議論したんじゃないですか。国も、県にも確認しましたけども、私どもから、そういう提案はできませんと、あくまでも上島町は独立した自治体でありますので、上島町さんが52トンの船を造ると言えば、それに沿って、それに見合った装備等々を考えると。だから、県、国にしても19トンという話は、最初から聞いてませんと、議題になってませんということです。そんな状況で、これをやるんですか。もっと言うところ後でっていうか、予算決算委員会で議論すると思うんですけども、4億数千万ですかね、一応仮の仮と言いますかね、今年度分の建造費が予算計上されてると思うんですけども、今日現在、私どもは、今年の当初予算で4億数千万上がってますけど、2年目の何億払うのか、船価がわからないのに、決めるってのはどういうことですか。最終的に船価がいくらですと、初年度に4億数千万払いますという話だったら、全体の形が見えてきますけども、それで判断できますけども、次の、来年度に幾ら払うか、図面もなければ船価もわからない形もわからないいう中で、ただ造るっていうのは先行で、同じように、これはファイナンスっていいですか、J R T Tっていうところで造ろうとしてますけども、これは結構な話だと思います。今治市も28年にJ R T Tで、関前航路に19トンの船を造っております。ここはやはり、先ほど町長が言ったように、客も乗るけども荷物もあるんだということで、19トンですけども80人乗れますけども50人にして、あとは、いろんなスペースを用意して、これが安全に来島海峡横断してます。この船も同じように、15メートルの風が吹き、1メートル以上の波の高さがあれば、また視界が500メートル以下になれば、船長判断で出航をやめてます。これは芸予汽船も同じ。うおしま丸も同じ。どの航路も同じですよ。そういうのをきちっと議論した上で、この話が成立してるのであれば、どこを見てもねこの改善計画書、読ましていただきましたけども、具体的に改善されると。もうとにかく52トンぐら

い自体今のコストを下げることでできないでしょう。できないですよ。それこそ、今4便走らしてはいますが、これを3便にすれば、3便にすれば、（上村町長から「質問の要点をよろしくお願いいたします」の声あり）だから、私は、きちっと協議して、船を考えてくださいと。ここで言えますか、船価いくらですという話も、わかんないのに、船価がわかんない、図面もない中で、とりあえず今年度は4億数千万の予算を計上して、来年度いくらですか。少なくとも、当初予算に4億数千万の金を計上するのであれば、たたき台といいますかね、ざっくりでも結構ですけどもこういう図面で船価はいくらぐらいですと、共有共有と言いますけど、共有は同じ、ともに持つということです。持合いがどの程度なのか、五分五分なのか。それはもう全く説明を聞いておりません。そういう状況の中で、船を造るというのは、私はもういかなものかというか、これは、もっと協議していただきたい。ましてや、改善協議会に議員が1名も入ってない。確かにね、書いてますよ行政が、乗客利用者と乗船利用者、入ってないし、（上村町長から「そろそろ、答えさせていただければ」の声あり）じゃあ、どうぞ答えてください。

○（上村 俊之 町長） （挙手）議長。

○（前田 省二 議長） はい、上村町長。

○（上村 俊之 町長） はい。

まず、今の魚島現造の船舶並みの大きさを造るというのは担当課も申し上げましたように、協議した結果でございます。十分に協議をさせていただきました。

そして基本計画、正確な言葉ではありませんが基本計画の次の仕様書、詳細等々についても、議員の代表に入っていていただいて、協議をした結果、現状の大きさの船でいくべきだというふうに決まった。これが現状でございます。

それ以上でもそれ以下でもございません。

○（10番・濱田 高嘉 議員） （挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、濱田議員、質問は簡潔にお願いいたします。

○（10番・濱田 高嘉 議員） はい。

簡潔ですよ。等々と言ってますけど、等々と言わざるをえない問題が、4つも5つもある。簡潔ですよ。長く話してはいますが、要は、19トンも50トンも政府が認定して、安全だとして販売もし、造船所は造ってんですよ。瀬戸内はほとんどのこの19トンですよ。もっと言うと、しんこう丸さんですかね。これはうおしまの代船として、年間大体ざっくりですけど、70回か80回ぐらい走ってんじゃないですかね。これ19トンですよ。これは船齢が37歳ですよ、確か。それから、三原航路に走ってます、土生商船、これも19トンで、確か船齢が42歳ぐらいかな。そういう船が毎年、ちゃんとした検査を受けて整備をして、問題なく走ってるということです。今言ったように風が吹いたり、波が高かったり、視界が悪かったら、自動的にっていうか、船長判断で運航をやめてるってことなんですよ。52トン造っても、そういう気象海象が、あれば、止めざるをえないんですよ。出航できない。そういうことが皆さんがわかった上で協議しているのか。私は疑問が多い。ぜひねこれはね、私は船を造るな言ってるんじゃない、当然生活航路であり必要なんですよ。島民が126名であろうが、1人であろうが住んでる限り航路として維持しなきゃいけない。そう思ってます。それはそれで、でも、要は、

町の体力に合ったみあった、法律をおかされてないサイズの船であれば、その船でやるというのが、町の姿勢じゃないかこう思いますけど、いかがですか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

魚島航路には50トンクラスの船が必要ではあるというのは協議会の方で出された案でございます。私がそれを発言したわけでもございません。ですから、ですけど、様々な専門家の方々、そして議員の方も入って決定された案件ですから、私は尊重をしなければならないと思っております。十分に審議はされたものと判断しております。

そして、今町の財政の体力に合った船を作るべきだというような御発言でしたが、私はこれは違うと思います。町民の命を守る船を造る。これが適切な判断だと思っております。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手)。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員最後です。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

まあね同じようなことで令和3年9月の議会でもね、町長は、濱田はいつも経費経費と言うけど人の命とお金とどっちが大事だと。ここに議事録載ってますよ。私はね、人の命とお金がどっちかという。それは命に決まっていますが、そういう議論をしてない。経費がかかりすぎるから適正な大きさの19トンにしたらどうですか。19トンを入れても問題ないですよ。50トン入れても同じ条件で気候解消の影響を受けて、19トンも走れなければ50トンも走れませんよ。それは大きい方がいいということはわかりますよね。でもそれは、何ていうんですかね、個人が、富裕層が持って贅沢をするのは結構ですけども、町がやる、もっと言うと、町長、町長こういうふうに言いますけど、議員は入ってませんよ、改善協議会には。（「次の会には入ってます」上村町長の声あり）いや、次は入ってますけども、それは改善協議会が決定してるから、それにフォローしただけの話。そうですよ。ね、乗船、要は利用者を入れますというのはどうして島民、魚島島民だけを入れるのは、利用者は島民もいますけども、弓削の人もいるでしょう、他の人もいるでしょう。ね、島民だけ入れたらそれは当然ね、もう大きい方がいいと思いますし、もともと現在の船は合併が、平成16年10月ですけども、平成16年の確か、6月か7月に、旧魚島村時代に設計し、発注し、でき上がった船です。そのときは、魚島は財政豊かで、客もあったしということだと思いますけども、もっと言うと、合併に対して魚島から持参金が持ってきたというふうな話も聞いております。私はね、町長は同じ人が同じようなことをねこう言うと、126名の方々のために50トンの船を造ってね、1億1,000万も負担するというのはね、太っ腹だと思うけども、だったら、平成23年に1,300人の尾道航路、ねえ、存続の嘆願書が出ましたよね。これを無視してですね、廃止したんですよ、尾道航路。ある団体が一生懸命金集めて、毎月60万支援して半年間、でも、それでも間に合わない。どうしても年間1,000万のお金がいる、補助してくれたら残せますという話があったと思うんですけども。どこに金があるんだと言って言われたと。言われた、経営者泣いてましたよ。そういうね歴史的背景があって、一方では、ね、必要以上に面倒みて、一方には、非常に冷たい。そういう行政はやっちゃ駄目でしょう。長くなりましたけども、

要は、それともう一つ担当課に言いますけども、修繕費、これはね1杯で、同じ50トンクラスがこないだいただいたのは、1,000万とか2,000万代で上がってましたのは、あそこ芸予汽船。芸予汽船は、同じ50トンの船を2杯持ってんですよね。それで、年間が今言ったように1,000万代から2,000万代の修理。ところが、うおしまはこれは元年が3,700万。それから令和2年が2,000万を超えてます。そういうふうに高い。民間がドック出すと安くて、自治体が出すと高いとこれも問題があるかと思います。

もろもろ言いましたけども、要は私は、この質問をした後ですねこのあと予算決算委員会で、この予算案について、皆さんと仲間と協議をして、いろいろと意見交換をして、どうするかという結論を出さなきゃいけないと思っておりますが、この改善と言いながら、ほとんど改善、現状維持じゃないかと。どこをどう変えたんだと改善の言葉を使うなと言いたいぐらい。そういうクレームといいますか、注文をつけて、私の一般質問を終わります。

(濱田 高嘉 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

はい、これで、濱田議員の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

ここで、13時まで、昼の休憩といたします。

(休憩 : 午前11時57分 ～ 午前12時59分)

日程第6、議案第2号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続いて、日程第6、議案第2号、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田中 耕造 出納室長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田中会計管理者。

○(田中 耕造 出納室長)

それでは、議案第2号、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要性が生じたので、この案を提出するものでございます。

それでは、改正の概要について説明いたします。

2枚目をご覧ください。

地方自治法の一部を改正する法律及び自治法の改正に伴う地方自治法施行令等の一部を改正する政令が、令和6年4月1日から施行されることに伴い、第1条から、第3条までの関係する3条例の整備を行います。

地方自治法第 243 条の 2 が、第 243 条の 2 の 7 に、地方自治法第 243 条の 2 の 2 が、第 243 条の 2 の 8 に、地方自治法施行令第 173 条が、第 173 条の 4 に、それぞれ条ずれしたため、これらの規定を引用する箇所の改正を行うものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

以上よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 2 号、「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 2 号は原案の通り可決されました。

日程第 7、議案第 3 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 7、議案第 3 号、「上島町職員の育児給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、議案第 3 号、「上島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

それでは、改正内容について説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお願いいたします。

地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員にも勤勉手当の支給が可能となったことから、関係規定を整備するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第3号、「上島町職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第3号は、原案の通り可決されました。

日程第8、議案第4号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第8、議案第4号、「上島町税条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

議案第4号、「上島町税条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、関係規定を精査したところ、減免申請期限に関する規定の整備、及び災害に係る減免要件の追加、並びに督促手数料の見直しの必要が生じたので、この案を提出するものです。

それでは、主な改正点について説明いたします。

参考資料の新旧対照表の4分の1ページをご覧ください。

第21条で、督促手数料を50円から100円に改正し、第51条第1項第6号で、町民税の減免の要件に、震災、風水害、火災、その他の災害により被害を受けたものを追加し、同条第2項以降の4分の4ページまでの改正は、町民税、固定資産税、軽自動車税種別割、及び特別土地保有税の減免申請書の提出期限を納期限の前7日から納期限の日までに変更する改正です。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第4号、「上島町税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第4号は、原案の通り可決されました。

日程第9、議案第5号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第9、議案第5号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

議案第5号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について説明をいたします。

提案理由といたしましては、関係規定を精査したところ、減免申請期限に関する規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

それでは、改正点について説明いたします。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

第25条の2項の国民健康保険税の減免申請書の提出期限を、納期限の前7日から納期限の日までに変更する改正です。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第5号、「上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第5号は、原案の通り可決されました。

日程第10、議案第6号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第10、議案第6号、「上島町社会体育施設条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

議案第6号、「上島町社会体育施設条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由につきましては、北立石多目的グラウンドの整備に伴い、関係規定を整備する必要が生じたため、提出するものでございます。

改正内容について説明いたしますので、議案に添付しております参考資料、新旧対照表の4分の1ページをお願いいたします。

第2条別表第1中、改正後の一番下の段に、新たに名称としまして、上島町北立石多目的グラウンド、位置につきましては、上島町生名2136番地1と2137番地でございます。

そして、使用料につきましては、新旧対照表の最終ページ、4分の4ページをお願いいたします。

1時間につき110円の使用料を設定するものでございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

昨年の予算決算の確か質問で、私これ、何でこれするんですかっていう質問したと思うんですけども、そのときに、利用目的は特に決まっていないという説明だったと思うんですが、今もそれは変わりませんか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

利用目的につきましては、その民間ではありますが、遊休地を有効活用し、町民の健康体力づくりに資することを目的に整備をしております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

ここは土ですよ、確か見に行ったら土だったと思うんです。土なのでこれから多分、あまり使わないと草が生えたりとかいろいろ大変だと思うんですけれども、管理費用は大体どれぐらいを試算されていますか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

管理費につきましては、教育委員会の方で管理いたしますので計上はしておりません。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

なんか教育委員会が草刈とかをするんかと思ってちょっとびっくりしましたが、それで、これ、来年度の予算で休憩所が、580万円のプレハブ建てることになってますよね。このプレハブはどういう目的を持ったもので、どんなものが建ちますか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

プレハブにつきましては、そこでグラウンドを使用している人が利用するように作り、整備をいたします。大きさについては、12畳のプレハブのプレハブ構造の建物となっております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

グラウンド使う人が休憩するのに休憩所なんですよ。だからそれはわかるんですよ。

じゃなくて、その12畳のプレハブのを作って、そうするとどうなんですかね、いつもこのプレハブ作るってなると、エアコンとか水道とかトイレとかなってくるんですけど、その辺の計画はいかがですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

もちろんプレハブにはエアコンとか、シンク水回りを整備いたします。トイレはまだ計画しておりませんが、ゆくゆくトイレも計画していこうと考えているところでございます。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

となるとですね、ここ借地ですよ、借地に建物って言っていいのかどうか分かんないで

すけども 580 万もかけて作ったらもう結構建物かと思うんですけども、その建物で、エアコンにシンクがついて、ゆくゆくはトイレって、これもう買うんですか。

○(梨木 善彦 教育課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、梨木教育課長。

○(梨木 善彦 教育課長) はい。

いえ、長期契約を考えております。

○(前田 省二 議長)

はい、他にございませんか。

○(10番・濱田 高佳 議員) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10 番・濱田 高佳 議員) はい。

私も現場 1 回行ってみましたんですけども、先ほど同僚委員が言ったように借地だったという私初めて知りまして、何かやってるなというようなことで見たのが最初です。そこにこういうグラウンドを作ってですね、使用料が 110 円ですかね。そういう状況になろうかと思えますけども、今の住民サービスとしてですね、グラウンドが、必要なかどうかという問題。原点の話ですけども、そういう面からしますと他のグラウンドもあるのではなかろうかと思うておりますけども、そこにもう 4、5 百万の工事費を使って整備されてますので、おそおその話ですけども、その辺の長期的な判断、当然今言われたように将来的にですねプレハブ建てて、整備してコストをかけて、本当に利用される方が、いるのかということになろうかと思うんですけども、その辺の見通しについてわかれば教えていただきたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村 俊之。

○(上村 俊之 町長) はい。

御案内のように利用目的は少し違うかも知れませんが、岩城の小学校の横も借地契約でプレハブを置かしていただいている状況でございます。ほぼそれと同じ案件と考えていただけたらと思います。ただ、岩城の場合はグラウンドゴルフがほとんど使っているとこの生名の場合は多目的ですから、どなたでも使えるというような流れでございます。余分ではございますがトイレに関しては、なるべくお金をかけないほうがいいと思いますんでトイレに関しては、お隣に福祉センターがございますから、使っていない施設もございますので、それも活用できようかとは思って大会のときはですね、活用できようかとは思っております。

そして今申し上げましたようにプレハブで対応するのは、岩城のブランドと同じでございます。

○(前田 省二 議長)

はい、他にございませんか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

(大西 幸江 議員、登壇)

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

議席番号8番、大西幸江です。

私は、議案第6号、「上島町社会体育施設条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論させていただきます。

今回の条例改正は、北立石多目的グラウンドの整備に伴い、使用料を設定するものですが、そもそもこの北立石多目的グラウンドの設定目的が全くわかりません。昨年、質疑の際に、あえて目的を決めないで、多目的に利用できるようにと、立石グラウンド、すみません、日立グラウンドをわざわざ借り上げて、年間賃料27万9,000円、造成費500万円をかけて作ったグラウンドです。これを、1時間110円で貸すもので、ナイター設備がないので、毎日8時間、昼間利用したとして、880円、365日利用してもらったとしても、32万1,200円で、決して採算が取れるものではありません。

まして、来年度予算では580万円かけて、プレハブの休憩所を設置予定です。無目的の土地の賃料、造成費、プレハブの休憩所に加えて、電気、水と追加予算も考えられるところです。そもそも町の土地ではありません。グラウンドも幾つもあり、どうしても借りて造成する理由もありません。目的も決まっていないグラウンドにちょっとベンチでもというならわかりますが、プレハブの休憩所を設置するというのも、どう考えても意図的にやっているとしか思えません。基本的に町民の方が健康増進のためにスポーツをしたり、子どもたちがキャッチボールやサッカーなどをするのに負担いただく費用は高くする必要はないと思っています。ですから、110円の使用料が問題だとは思いません。この北立石多目的グラウンドを作ったことが問題です。議会にも御意見箱に、このグラウンドについての投書がありました。造成自体も長時間かかり、周辺住民は砂ぼこりが舞い上がる状況があり、迷惑していたそうです。ですが、何の説明もなく、でき上がってみて、問い合わせしてみたところ何に使うかも決まっていないと教育課に説明を受けて驚いたそうです。このような必要かどうかもわからない施設でも作ってしまえば、維持管理費がかかります。草が生えれば草刈が必要です。プレハブの休憩所となれば、今まで他のところと同じようにエアコンもついて、さらには、トイレもという計画が、先ほど答弁でありました。

このような施設は、今からでも借り上げることをやめ、これ以上費用がかさまないうちに中止することを願って、反対討論とさせていただきます。

(大西 幸江 議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

他に討論ございませんか。

はい。討論がないようですから、討論をこれで終わります。

これから、議案第6号、「上島町社会体育施設条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、林康彦議員、
池本光章議員、亀井議員、藏谷議員、池本興治議員

反対者：大西議員、濱田議員

はい、賛成多数です。

よって、議案第 6 号は原案の通り可決されました。

日程第 11、議案第 7 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 11、議案第 7 号、「上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

議案第 7 号、「上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由は、令和 6 年 8 月 1 日から継続的な子育て支援の充実を図るため、対象年齢を 18 歳から 22 歳に達する最初の 3 月末日までに拡充することに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

事業の目的は、子育ては高校生までではなく、大学等への進学率も高いため、対象年齢を拡充し、学生の疾病の早期発見と治療を促進するとともに、学費や生活費を負担する保護者の経済負担軽減や安心感の向上を目的とした子育て支援対策の一環です。

それでは、主な改正内容について説明いたします。

参考資料の新旧対照表をご覧ください。

表題を上島町子育て支援医療費助成条例に改め、第 2 条第 1 項の年齢を 22 歳に改正し、18 歳に達する日以後における最初の 3 月末日を経過したものにあつては、大学生等であるものに限ることを限定しています。

同項 2 号で、該当する者として、上島町に住所を有する者、または、保護者が上島町に住所を有する者に改正しています。これは、町外に住所登録をしている学生等が該当いたします。

附則として、この条例は令和 6 年 8 月 1 日から施行いたします。

以上、説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

ちょっと制度のちょっと中身について教えてください。

今回 22 歳まで引き上げられてるんですけども、子ども医療の受給者証、こちらは発行するようになるんでしょうか。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

今回から拡充する 19 歳から 22 歳までの方については、受給者証は発行しない予定にしております。申請のみで、その場で領収書等、提出してもらうという形をとる形を考えております。

以上です。

○(1番・徳永 貴久 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、徳永議員。

○(1番・徳永 貴久 議員) はい。

そしたら、例えば町内で受診する 19 歳から 22 歳の方は、もし、医療費、受診した場合、その場では一旦現金を払って、後で領収書をもって返還というか、受けるようになるんでしょうか。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

その方法を考えております。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(3番・藤田 徹也 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、藤田議員。

○(3番・藤田 徹也 議員) はい。

子育て支援拡充ということで 22 歳まで、この予算の性質からいくと決して悪いというわけではないんですがもっと他に優先順位があるんじゃないかと思っています。

子育て支援のカテゴリ、全体から見ると保育料無償化、つまり、保育園無料、住民税非課税世帯の 0 歳児から 2 歳児までについても保育料無料という国の制度がありますが、これに結びつけ保育園の統合を加速させてですね、カテゴリーは別になりますけど、小学校、中学校の統合にも波及していく。こういう総合的な施策が優先されるべきではないかと思います。

そこでですね、1 つお聞きしたいんですけど、この保育園の無償化について町の方はそう、それに対しての施策を考えられているのかどうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、藤田議員のおっしゃるように、優先順位というのはこれ大事なことです。

もちろん皆さん御案内のように子育て支援に関しては、様々な子育て支援、上島町独自の子育て支援、御案内のように幾つも提案をして今実行しているところでございます。

そういった意味で次の子育て支援として、今回の条例というか提案をさせていただいているところでございます。

今、藤田議員おっしゃるように、まだこれがある、あれがある。まさにその通りでございしますが、それに関しては今後また議会にも提案もいただきましょうし、いろんな知恵をいただきながら組み立てていきたいと思えます。というのも、御案内のように国がですね、異次元の政策ということで今後予算も出してくると思えます。ですから、それに合わせても考えていく方法があるかと思えます。タラレバですけど、上島町やりました。でもそのあとから国が、同じようなことやりましたというようなことも考えられますので、少し様子を見させていただこうと思えます。どちらにしても、これが第1位というわけではございませんが、子育て支援の1つとして、今回御提案させていただくということでございます。その他の子育て支援に関しては、全協で徳永議員もおっしゃっていたようにしっかりと組み立てていくということでございます。そういった中で保育所の件はまた詳しくは担当からお答えしますが、上島町も御案内のように他の自治体よりも保育所支援は上乘せしてやらせていただいている状況でございます。もちろん、上島町よりも上乘せの支援をしている自治体がございます。といった意味で、そういった意味で、上島町が全く他の自治体より遅れてるというか、支援していないという状況ではございません。それもあわせて、子育て支援の1つとして、今後検討していかなければならないと思っております。

保育所の件は担当の方で答えられますかね。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

保育所の支援につきましては、現在ですね、上島町は第2子保育料無料というような県内でもですね、手厚い補助をしているとは思っておりますが、対象となる条件等もございしますし、また他の市町もですね、よりよい支援をしているところもありますので、その辺もですね、調査研究してですね、今後、子育て支援策としてですね、より良い政策を考えてですね、実行していきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(10番・濱田 高嘉 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、濱田議員。

○(10番・濱田 高嘉 議員) はい。

全協でもですね、同僚議員がいろいろと意見を言ったと思うんですけども、改めてお聞きしますけども、先ほども町長もおっしゃった異次元の子育て支援という話がありまして、国も3兆5,000億円という数字も出ておりました。ええっと思って聞いておりまして、その延長線かどうか分かりませんが、18歳までを今までやってたけども22歳までやるという

ことについては、この国の発言の影響かなとこういうふうに思っていたんですが、その限定の22歳までですけど、学生さんっていつてますね、がターゲットだということになりますと、行政のありようとして公平にやると。これが大きな大前提じゃないかと思います。それをあえてこの時期に18歳の以上の22歳まで、学生さんだけというのがなかなか私には理解できないし、この22歳の学生さんというだけで、賛成にはできるというか、私自身は、思っておりません。ぜひですね、22歳までやるのであれば、どなたでも、簡単に言うと、元気な人も元気じゃない人も、富裕層も富裕層じゃないような人も、満遍なく、適応受入れるというような形が取っていただくと税金の使い道としては公平かなと、こう思いますけども、学生さんだけという、ちょっといびつな感じもありますし、この案件には私は賛成できません。以上です。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど申し上げましたように、この条例は子育て支援の1つの策でございます。

いろいろお考えがあるのも承知しておりますし国の施策も動いているということでございます。説明が重なりますけれども、今回の条例は、提案は、やはり外、大学生等を出しますと平均ではございますが、平均年間200万の授業料がかかるということで、大学に行かせる保護者に対してはそれだけの余分の経費がかかっているということでございまして、イコール、学費補助ではございませんけれども、医療費を支援していきたいとそのひとつの案でございます。国は、3人今大学生がいたら、無償化にしようかという案が出ております、学費をですね。もうぜひそういうことで早くしていただいて、学費の負担が減っていただくとこちらの政策もまた、別の政策を出せていいんじゃないかなと思っております。

○(7番・池本 光章 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、池本光章議員。

○(7番・池本 光章 議員) はい。

先ほどから、国が国という言葉をよく発せられておりますが、国がやっていることがすべて平等、すべていいこととは私は限らないと思います。今回のこの子育て支援、もう確かに皆さん、経済的にしんどい中、大学にあげたり専門学校にあげたり、皆さん必死で働いたお金を子どもために使ってますよ。

しかしながら、この子育て支援、18歳以上もう成人ですよ。ある程度アルバイトもできれば、自分で収入を得ることもできます。それにプラスして、経済的事情から家庭の事情から専門学校に行けない、上の学校に行きたいけど断念せざるをえない、こういった子どもさんたちもたくさんおられると思います。その人たちの方が家庭的にはずっと生活していくのに苦しいんじゃないかと簡単に想像できるんじゃないんでしょうか。そういった人達への支援も同時に行って、満遍なく皆さんに平等な支援が施されるものと私は思いますが、このことについて、どうでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

おっしゃるように様々な条件、環境が違います。弱者と言われる立場の方々に关しましては、今現在の国の政策も様々ございますし、それを活用していくことが適切であると思っております。

再度申し上げますが今回の条例案は、そういった中で学生に教育費がかかると、その支援に充てたいと、そういうことで、条例案を提出させていただいております。たとえば悪いかわかりませんが今、子育て支援で社会保障ですか、1人頭あたり500円というような国の策が出ております。これも喧々諤々やっておりますが、もう一方では、お年寄りに関しては1万円、1人当たり1万円のご支援もしてるということでございまして、これがどちらが高いか安いかは申し上げませんが、子育てに対してもう少し支援をするということも私は大事じゃないのかなと思っております。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

こういうね、学生にだけっていうのはやっぱりまずいと思うんですよ。すべて子どもはやっぱり平等ですよ、どんな子も。何歳になっても本当は親がいる以上、皆さんも子どもなんだと思うんですよ、親から見れば。だから同じなんですよ。同じであるのに、ただ学生で授業料とか掛かっているから負担をしてあげて、そうじゃない稼いでいる子は、置き去り、もしくは浪人生とか苦学生でアルバイトしながら行ってる子も対象外。こういうね不公平なことはやっぱりやめたほうがいいと思うんですよ。ましてや全協では、商船のその対策というような話も出てました。いやまず、この町の子でしょう。商船はそれ、ついでって言い方おかしいですけど、その枠の中に入ってくるのはいいですよ。そういうことも考えるとやっぱりこの22歳で学生に限定するっていうのは、ぜひ変えていただいて、22歳まですべての子どもたちにすべて、22歳までの子どもを育てている方々に支援という形に変えていただきたいですが、その辺の御考えはありませんか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほどから説明をさせていただいていますように今後上島町は学生以外には何もしないと言ってるわけではありません。ましてや今、国の制度としてそういった人たちをカバーできる制度もございます。弓削商船の話も出ましたが、私はたまたま弓削商船は弓削島にありますけれども、上島町にとってはかけがえのない学問の場だと思っております。遠くに行かなくても学士の資格まで取れる学校、また就職もいいということも含めて、これは、商船はついでという言葉ではなくて、皆さんが重要な学び屋として御考えいただきたいと思っております。それに関しては弓削高校に関しても同じでございます。

○(前田 省二 議長)

他に質疑ありませんか。はい。

質疑はないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

(大西 幸江 議員、登壇)

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

議席番号8番、大西幸江です。

私は、議案第7号、「上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」に反対の立場で討論させていただきます。

この条例改正は、18歳から22歳までの学生にのみ医療費を補助するもので、答弁によれば、弓削商船の学生のために定めるものと思われます。

全国を見れば、令和5年4月時点で22歳まで医療費を補助する自治体は1,741自治体中3自治体しかなく、多くの自治体が18歳までとしています。個人的には、子ども医療費の助成事業自体は、国が制度として実施してもいいぐらいだと思っております。ですが、18歳から22歳までの学生に限定して、しかも弓削商船の学生のために補助するというような制度は適切ではあると思えません。この条例案の問題点はいくつか考えられます。

まずは22歳までに限定していることです。学生というくりにするにしても、22歳を超えて学生であることは十分に考えられます。

また、学生であってもアルバイトをしながら学ぶような場合には、昨今の働き方改革等により、週20時間のアルバイトで社会保険に加入しなければならない状況で、社会保険をかけるようになれば、学生であっても保護者の社会保険の扶養には入れませんから、必然的に条件から外れてしまいます。様々な事情から夜間の学校や通信制に通って、昼間働く場合も対象外になります。同じ18歳から22歳で就職して、社会人になったことで、子育てが終わったとみなされ、医療費の助成を受けられなくなるのもおかしな話です。

また、同じ年齢の子どもで就労していなくても、ひきこもりや浪人生なども対象外になり、むしろ困難な状況なのではないかと想像できる子どもの方が助成を受けられなくて、学校に通っている子どもだけが助成を受けるというのは、不公平な制度であると断言せざるをえません。

全員協議会でも質疑があったように18歳から22歳というのは、あまり医療費を使うということはありません。18歳から22歳の学生の多くは、保護者の扶養に入っており、医療費は保険適用であれば3割負担。町が負担してもそんなに費用がかさまないと考えます。

このことから、22歳までに拡充するなら22歳までのすべての子どもたち、子育て世代に助成することをお願いして、反対討論とさせていただきます。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。はい。

討論がないようですから討論を終わります。

これから、議案第7号、「上島町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：徳永議員、林敬生議員、藤田議員、山上議員、宮地議員、亀井議員、藏谷議員

反対者：林康彦議員、池本光章議員、大西議員、濱田議員、池本興治議員

はい、起立多数です。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第8号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第12、議案第8号、「上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

議案第8号、「上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、督促手数料の見直しの必要が生じたので、この案を提出するものです。

それでは改正点について、御説明いたします。

参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第6条で、督促手数料を50円から100円に改正するものです。

なお、この条例は令和6年4月1日から施行いたします。

以上説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第8号、「上島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第8号は、原案の通り可決されました。

日程第13、議案第9号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第13、議案第9号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

議案第9号、「上島町介護保険条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由は、督促手数料を見直す必要が生じたので、この案を提出するものです。

改正点について説明しますので、新旧対照表をお願いいたします。

第9条中、督促手数料80円を100円に改めます。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

以上で簡単ですが説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第9号、「上島町介護保険条例の一部を上改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第9号は、原案の通り可決されました。

日程第14、議案第10号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第14、議案第10号、「上島町漁港管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(藤田 直也 農林水産課長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、農林水産課長。

○(藤田 直也 農林水産課長) はい。

それでは、議案第 10 号、「上島町漁港管理条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の公布に伴い、上島町漁港管理条例の関係規定を整備する必要性が生じたため、この案を提出するものです。

主な改正点について説明いたしますので、参考資料の新旧対照表を御覧ください。

第 1 条の漁港漁場整備法を漁港及び漁場の整備に関する法律に改め、第 15 条第 1 項中の認定計画実施者を加え、条ずれを修正しています。

なお、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 10 号、「上島町漁港管理条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 10 号は、原案の通り可決されました。

日程第 15、議案第 11 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 15、議案第 11 号、「上島町給水条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

議案第 11 号、「上島町給水条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

提案理由といたしましては、水道法の一部改正により水道事業の権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、関係規定の整備をする必要性が生じたため、この案を提出するものでございます。

改正内容について説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお開きください。
第5条中、厚生労働省を国土交通省に改正いたします。
この条例は令和6年4月1日から施行いたします。
以上で議案第11号の説明を終わります。
よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。
質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。はい。
討論がないようですから、討論を終わります。
これから、議案第11号、「上島町給水条例の一部を改正する条例」を採決いたします。
お諮りいたします。
本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。
(賛成者、起立)
はい。起立全員です。
よって、議案第11号は、原案の通り可決されました。

日程第16、議案第12号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第16、議案第12号、「上島町水道法施行条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

議案第12号、「上島町水道法施行条例の一部を改正する条例」について説明いたします。
提案理由といたしましては、水道法の一部改正により水道事業の権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、関係規定の整備をする必要が生じたため、この案を提出するものでございます。

改正内容について説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお開きください。
第4条第1項第6号中の厚生労働大臣を国土交通大臣及び環境大臣に改正いたします。
この条例は令和6年4月1日から施行いたします。
以上で議案第12号の説明を終わります。
よろしくお願いします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。
これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 12 号、「上島町水道法施行条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 12 号は、原案の通り可決されました。

日程第 17、議案第 13 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 17、議案第 13 号、「上島町水道法施行条例の一部を改正する条例」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○(大林 卓也 魚島支所長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大林魚島支所長。

○(大林 卓也 魚島支所長) はい。

議案第 13 号、「上島町簡易水道事業条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

提案理由といたしましては、水道法の一部改正により水道事業の権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されることに伴い、関係規定を整備する必要が生じたので、この案を提出するものです。

それでは、改正内容について説明いたしますので、参考資料の新旧対照表をお開きください。

13 条ただし書き中の、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものです。

なお、この条例は令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上で議案第 13 号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 13 号、「上島町簡易水道事業条例の一部を改正する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 13 号は、原案の通り可決されました。

○(前田 省二 議長)

ここで 10 分間休憩といたします。

再開は 2 時 10 分より行います。

(休 憩 : 午後 2 時 00 分 ～ 午後 2 時 10 分)

日程第 18～29、議案第 14 号～25 号、補正予算

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

次の日程第 18、議案第 14 号、「令和 5 年度上島町一般会計補正予算（第 5 号）」から、日程第 29、議案第 25 号、「令和 5 年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第 1 号）」までの補正予算案 12 件ですが、今回の補正は、入札減少金による補正や事業の実績に伴う減額が主な理由であるため、予算決算委員会への付託は省略し、本日ここで審議の上、即採決したいと思います。これに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。御異議なしと認めます。

よって、今回の補正予算案につきましては、予算決算委員会への付託は省略し、本日ここで審議の上、即採決することといたします。

日程第 18、議案第 14 号

○(前田 省二 議長)

それでは、日程第 18、議案第 14 号、「令和 5 年度上島町一般会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第 14 号、「令和 5 年度上島町一般会計補正予算（第 5 号）」の説明をいたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 億 8,400 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 5,500 万円といたします。

第 2 項の歳入歳出予算の補正につきましては、お手元の予算説明資料 No. 1 の 1、令和 5 年度 3 月補正予算の概要に基づいて説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

まず全般的な事項ですが、補正予算総額は、一般会計がマイナス 1 億 8,400 万円。

特別会計はマイナス 4,290 万円となっております。

次に、一般会計の補正予算編成は、町税、地方交付税、国県支出金、繰入金、地方債等を財源として、既定の事務事業の見直しを行いました。

主な財源としては、町税 3,087 万 6,000 円。これは町民税、固定資産税、軽自動車税及び市町村たばこ税です。

地方交付税 1 億 4,683 万 8,000 円。内訳といたしましては、普通交付税 3,683 万 8,000 円、特別交付税 1 億 1,000 万円です。

裏面の 2 ページをお願いいたします。

国庫支出金、マイナス 4,906 万 9,000 円。これはデジタル基盤改革支援補助金等です。

県支出金、マイナス 4,248 万 9,000 円。これは水産環境整備事業費補助金等です。

繰入金マイナス 2 億 3,400 万円。これはふるさと整備基金繰入金等です。

町債マイナス 6,690 万円。これは入札減少金等による事業費の減に伴う減額計上です。

以上、マイナス 1 億 8,400 万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、まず 1 番目として、繰越明許費について説明いたします。

1 番の社会保障税番号制度システム整備事業は、国の補正予算等に伴い、12 月及び 3 月補正予算に計上したこと、2 番の低所得者世帯支援事業及び 5 番の生活応援商品券事業は、国の地方創生臨時交付金の通知に伴い、1 月補正に計上したこと、3 番の水産物供給基盤機能保全事業及び 4 番の海岸メンテナンス事業は、関係機関との調整等に不測の日数を要したこと、6 番の地方創生道整備交付金事業は、地権者との調整に不測の日数を要したこと、7 番の浜地区がけ崩れ防災対策工事は、県の内示の遅れにより、必要な工事日数確保できなかったこと、8 番の生名港船揚場船台車等改修工事は、資材の高騰により開示方法の見直しに不測の日数を要したこと、9 番の立石港渡橋ワイヤー交換工事は、9 月補正予算計上後に、工事着手したものの資材の納期時間を要すること、10 番の立石港排水機場改修工事及び 11 番の長江港海岸陸開改修工事は、関係機関との調整等に不測の日数を要したこと。これらの理由から、年度内完成が見込めず、それぞれ翌年度に繰り越すものです。

次に、2 番目として、債務負担行為の補正ですが、予算書の 8 ページをお願いいたします。

これは中小企業振興資金に係る利子補給の追加変更により、限度額等を変更したものです。

先ほどの資料、補正予算の概要の 3 ページをお願いいたします。

3 番目として、次の事務事業等が一部変更等を要するに至りました。

(1) の上島町基幹系システム標準化事業は、国の標準システムの仕様確定が遅れたこと等に伴う減。

(2) の今治土生航路運行維持費負担金は、負担金額が決定したことに伴う減。

(3) の電力ガス食料品等価格高騰重点支援給付金は、対象者数の確定に伴う減。

(4) のねんりんピック愛顔の愛媛 2023 事業は、事業費確定に伴う減。

(5) の保育士派遣業務は、派遣人数の減少に伴う減。

(6) の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、5 類移行により接種実績が減少したことによる減。

(7) の塵芥収集運搬処理業務から (9) の海岸メンテナンス事業は、入札減少及び国の配分決定に伴う事業費の減。

(10) の基金積立金は、ふるさと整備基金等の積み立てによる増となっております。

4 番目として、その他経常投資経費の変更を要するに至りました。

以上で議案第 14 号、「令和 5 年度上島町一般会計補正予算（第 5 号）」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

すいません 23 ページお願いします。

これ、ここにですねこの間、補正で確か上がっていたと思うんですけどもまたローマ字の記号の関係のが来てるんですよ業務委託。これ何で増額になるんですよ多分。何で増額なんでしょう。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

確かに補正で上げさせていただいたんですが、また国の通知がありまして、戸籍情報システム附票にですね、旧の氏名等を記載する機能を追加するよという指示がありましたので、追加で予算計上させていただいております。

以上です。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

はい、すいません。

そうしましたら 25 ページでですね、社会福祉協議会の補助金が 246 万 2,000 円も減額になってまして、今朝ほどもらったですね、監査の財政支援団体の検討事項というところで、社会福祉協議会が展開している各種事業を考慮の上、単なる収支状況のみならず、事業効果実績をかんがみて補助金の必要性及び有効性等を反映した交付検討に努められたいというふうに書かれてるんですよ。前聞いたときはこれ人件費ですということで、単純に減額に人数的にね、あれだったの、単純に減額されたのかなというふうに思うんですけども、今後どういうふうに見えるのか、ちょっと御意見をお伺いしときたいなと思うんですが。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

おっしゃられてる通り人件費で補助金の方はなってます、今後の社会福祉協議会の事業効果等につきましては、社協さんと実施している事業についての報告等を受けながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

検討していただけるということなのですが、その検討になるような材料、例えば事業効果の資料っていうのは、どういうふうに求められるのかそろえられるようなふうに分かれています。

○(竹林 佳子 健康推進課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、竹林健康推進課長。

○(竹林 佳子 健康推進課長) はい。

現在も実施している事業については、一部資料いただいておりますけれども、具体的な内容等については口頭等でも御尋ねしながら検討したいと考えております。

○(前田 省二 議長)

他に質疑ございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

そうしましたら 27 ページですね。

これちょっと一般質問でも話題になったかと思うんですけども、負担金で地域活性化企業人派遣負担金が 260 万円減額になってて、確か当初予算で 317 万円計上してたやつかなと思うんですけど、随分、割合的に考えたら減額されてるんですが違いますかねこれ。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

これ予算も同額でして。(「同額だったん」大西議員の声あり) はい。募集をしたんですが、派遣、応募してくるちょっと企業はなかった、いませんでしたので、今回は全額事業を実施しなかったということで、全額落としております。

○(前田 省二 議長)

はい、他に質疑ございませんか。

○(8番・大西 幸江 議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江 議員) はい。

そしたらこの応募がなかったっていうことはこの事業できなかったってことですね。

これ、来年度はもう 1 回するんですかね。

○(田房 良和 住民課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、田房住民課長。

○(田房 良和 住民課長) はい。

来年度は予定しておりません。

○(前田 省二 議長)

他に質疑ございませんか。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 14 号、「令和 5 年度上島町一般会計補正予算（第 5 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 14 号は、原案の通り可決されました。

日程第 19、議案第 15 号

○(前田 省二 議長)

それでは、日程第 19、議案第 15 号、「令和 5 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

それでは議案第 15 号、「令和 5 年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第 2 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 3,090 万円を減額し、予算の総額を 8 億 9,210 万円とします。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入になります。

1 款 1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税の 1,743 万円の増額は、1 から 3 節の現年課税分が、保険税率の改正により増額となります。

4款1項1目、保険給付費等交付金3,048万3,000円の減額は、療養給付費及び高額療養費の支出が見込みより少なかったため、それに伴い財源となる普通交付金が減額となるものです。

8ページをお願いいたします。

6款1項1目の一般会計繰入金1,780万円の減額は、国民健康保険税率の改正により保険基盤安定繰入金の繰入対象となる低所得者軽減額が増え、増額となりますが、その他の繰入金は、国民健康保険税が増収となったため、その分繰り入れが減額となるものです。

9ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款1項1目の一般被保険者療養給付費2,700万円の減額は、見込みより被保険者が少なかったため、減額となるものです。

10ページをお願いいたします。

2款2項1目、一般被保険者高額療養費300万円の減額は、見込みより高額療養費対象者が少なかったため、減額となるものです。

11ページをお願いいたします。

5款2項1目、特定健診委託料99万3,000円の減額は、特定健診受診者が見込みより少なかったため、業務委託料の減額となるものです。

以上、簡単ですが説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第15号、「令和5年度上島町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第15号は、原案の通り可決されました。

日程第20、議案第16号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第20、議案第16号、「令和5年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第 16 号、「令和 5 年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 440 万円を減額し、予算の総額を 6,560 万円とします。

主なものにつきまして事項別明細書で説明いたします。7 ページをお願いいたします。

歳入になります。

1 款 1 項、外来収入 261 万 1,000 円の減額は、国民健康保険等の受診者の減少などによるものです。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 180 万円の減額は、人事異動に伴い、人件費や職員手当等が減少し、一般会計繰入金が減額となるものです。

9 ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 275 万円の減額は、人事異動に伴う人件費や職員手当等の減額によるものです。

10 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 3 目、医薬品衛生材料費 165 万円の減は、在宅酸素使用料が不要になったことなどによるものです。

以上で説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 16 号、「令和 5 年度上島町国民健康保険診療所事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 16 号は、原案の通り可決されました。

日程第 21、議案第 17 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 21、議案第 17 号、「令和 5 年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第 17 号、「令和 5 年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第 1 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 100 万円を減額し、予算の総額を 460 万円といたします。

主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項、外来収入 39 万円の増額は、国民健康保険等の受診者の増加によるものです。

3 款 1 項 1 目の衛生費補助金 59 万 3,000 円の減額は、派遣看護師委託料、国民健康保険診療所事業会計からの支出で賄われたことにより、県補助金が減額となっています。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金 90 万円の減額は、歳出で人事異動に伴う人件費や職員手当及び派遣の看護師委託料など、一般管理費が減額となり、一般会計繰入金が減額となるものです。

9 ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目、一般管理費 100 万円の減は、人事異動に伴う人件費や職員手当及び派遣看護師委託料など、一般管理費の減額によるものです。

以上で説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 17 号、「令和 5 年度上島町へき地出張診療所事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 17 号は、原案の通り可決されました。

日程第 22、議案第 18 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 22、議案第 18 号、「令和 5 年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第 18 号、「上島町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 850 万円を増額し、総額を 3 億 7,400 万円とします。

4 ページをお願いします。

第 2 条の繰越明許費ですが、防災安全社会資本整備総合交付金事業につきましては、弓削浄化センター実施設計において、6 月の入札不調の結果を踏まえた工事発注時期の変更に不測の日数を要したため、翌年度へ繰り越しするものです。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、8 ページをお願いいたします。

歳入ですが、2 款 1 項 1 目、下水道使用料は、公営企業会計移行に伴い、令和 6 年 3 月 31 日で打ち切り決算を行うため、4 月以降に入金される収入見込みを除いた額を令和 5 年度の収入とするため、948 万 9,000 円を減額しています。

3 款 1 項 1 目、国庫補助金は、国費内示額確定により 100 万円の減額。

5 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、打ち切り決算による 4 月以降の収入や、翌年度資金ショートしないための引き継ぎ金が必要なため、2,040 万円を増額しています。

7 款 1 項 1 目、雑入は消費税申告により還付金が生じたことから、150 万円増。

8 款 1 項 1 目の公共下水道事業債につきまして、弓削浄化センター実施設計及び弓削浄化センター脱水機機能増設改修工事の入札減少金が生じたことなどにより、起債額 320 万円を減額補正するものです。

9 ページをお願いします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目、公共下水道管理費の 10 節、需用費は薬品使用量の減や電気代が見込みより下回ったため、620 万円の減。

11 節、役務費は、汚泥処分量の減少に伴い、汚泥運搬手数料を 160 万円減額するものです。

12 節、委託料は、各浄化センターの維持管理保守点検業務及び事業計画策定業務などの入札減少や産業廃棄物処分費の減少により、1,239 万 7,000 円の減。

14 節、工事請負費も、工事費の入札減少により 150 万円減額しています。

26 節、公課費は、消費税が還付となったことから 130 万円を減額するものです。

1 款 1 項 2 目、公共下水道建設費は、弓削浄化センター脱水機機器造作増設工事の入札減少等により、340 万円を減額補正するものです。

3 款 1 項 1 目、予備費については、公営企業会計移行に伴う打ち切り決算や引き続きによる一般会計繰入金を増額を受け皿として、3,489 万 7,000 円を増額補正しています。

以上で議案第 18 号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○(8番・大西 幸江議員) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、大西議員。

○(8番・大西 幸江議員) はい。

すいません 10 ページをお願いします。

ここですね、業務委託で上島町下水道事業計画等策定業務あるじゃないですか。

この資料はどこかで見れますかね。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、後藤公営事業課長。

○(後藤 隆宏 公営事業課長) はい。

この資料ですね、認可に必要な資料になりまして、県の方にこの内容で認可を届け出るといような形になっております。公表とかするものではないいう形になってます。

県の方からは何か認可降りたら、認可おりましたよっていうのを、お知らせはあると思うんですけど。

○(前田 省二 議長)

他にございませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 18 号、「令和 5 年度上島町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 18 号は、原案の通り可決されました。

日程第 23、議案第 19 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 23、議案第 19 号、「令和 5 年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第 19 号、「上島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

補正予算総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 1,700 万円を増額し、総額を 8,000 万円といたします。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項 1 目、水道使用料は、公営企業会計移行に伴い、令和 6 年 3 月 31 日で打ち切り決算を行うため、4 月以降に入金される収入見込みを除いた額を令和 5 年度の収入とするため、40 万円を減額しています。

3 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、公営企業会計移行後の運営資金を確保するため、1,720 万円を増額しています。

8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、2 款 1 項 1 目、一般業務費は、水道事業の経営等に係る諸費用で、主なものは、12 節、委託料のシステム改修業務内容の見直しにより、69 万 7,000 円を減額するものです。

9 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目、予備費については、公営企業会計移行に伴い、引き続き金等による一般会計繰入金の受け皿として 1,800 万円を増額補正しています。

以上で議案第 19 号の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 19 号、「令和 5 年度上島町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 19 号は、原案の通り可決されました。

日程第 24、議案第 20 号

○（前田 省二 議長）

続いて、日程第 24、議案第 20 号、「令和 5 年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○（杉田 和房 総務部長）（挙手）はい、議長。

○（前田 省二 議長） はい、杉田総務部長。

○（杉田 和房 総務部長） はい。

議案第 20 号、「上島町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

補正予算総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 150 万円を増額し、総額を 5,950 万円とします。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、2 款 1 項 1 目、農業集落排水使用料は、公営企業会計移行に伴い、4 月以降に入金される見込みの収入を除いた額を令和 5 年度収入とするため、161 万 6,000 円減額いたします。

6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、打ち切り決算による 4 月以降の収入や翌年度資金ショートしないための引き継ぎ金が必要なため、300 万円増額しています。

8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目、農業集落管理費の 10 節、需用費は、電気料金の高騰により多く支出を見込んでいましたが、見込みより下回ったため、170 万円の減。

12 節、委託料は、処理施設の維持管理保守点検業務や水質分析業務などの入札減少金により、310 万 7,000 円減額しています。

3 款 1 項 1 目、予備費については、公営企業会計移行に伴い、引き続き金等による一般会計繰入金の増額の受け皿として、630 万 7,000 円を増額補正しています。

以上で議案第 20 号の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 20 号、「令和 5 年度上島町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 20 号は、原案の通り可決されました。

日程第 25、議案第 21 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 25、議案第 21 号、「令和 5 年度上島町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長)（挙手）議長。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

議案第 21 号、「令和 5 年度上島町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 1,360 万円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 9 億 3,640 万円とします。

予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項、介護保険料の現年度分特別徴収保険料 300 万円の減は、被保険者数の減によるものです。

3 款 1 項 1 目、介護給付費負担金の 173 万円の減。

3 款 2 項 1 目の調整交付金 137 万 5,000 円の減は、介護給付費の減によるものです。

8 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目の介護給付費交付金、315 万 9,000 円の減。

5 款 1 項 1 目の介護給付費負担金 207 万 3,000 円の減及び、7 款 1 項 1 目介護給付費繰入金 146 万 2,000 円の減は、介護給付費の減によるものです。

7 款 1 項 4 目、その他一般会計繰入金。100 万 7,000 円の減については主に人事異動に伴い人件費を減額しています。

12 ページをお願いいたします。

歳出ですが、2 款 1 項 5 目の施設介護サービス給付費の 1,300 万円の減は、利用件数の減によるものです。

以上で説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 21 号、「令和 5 年度上島町介護保険事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 21 号は、原案の通り可決されました。

日程第 26、議案第 22 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 26、議案第 22 号、「令和 5 年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長)（挙手）はい。

議案第 22 号、「令和 5 年度上島町介護サービス事業会計補正予算（第 2 号）」の説明をいたしますので、予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にありますように、歳入歳出それぞれ 70 万円を減額し、総額を 4,970 万円といたします。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項 5 目、居宅介護サービス計画費収入 480 万円の増については、利用者の増によるもので、2 款 1 項の一般会計繰入金を 560 万円減額して調整しています。

8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、２款２項１目、地域密着型サービス等事業費 80 万円の減は、人事異動に伴い人件費を減額しています。

以上で説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 22 号、「令和 5 年度上島町介護保険サービス事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 22 号は、原案の通り可決いたしました。

日程第 27、議案第 23 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 27、議案第 23 号、「令和 5 年度上島町浄化槽事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第 23 号、「上島町浄化槽事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 180 万円を減額し、総額を 3,400 万円とします。

補正予算の主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、２款１項１目、浄化槽使用料は、公営企業会計移行に伴い、４月以降に入金される見込みの見込み収入を除いた額を令和 5 年度の収入とするため、82 万 2,000 円減額いたします。

３款１項１目、国庫補助金 92 万 6,000 円及び４款１項１目、県補助金 17 万 9,000 円は、浄化槽新設工事がなかったことから、全額減額補正するものです。

８ページをお願いします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目、浄化槽管理費の 12 節、委託料は、浄化槽保守点検の入札減少及び料金システム改修費の減額により、119 万 7,000 円の減。

14 節、工事請負費は、浄化槽新設工事がなかったことから 310 万円減額補正するものです。

3 款 1 項 1 目、予備費については、公営企業会計移行に伴い、引き継ぎ金等による一般会計繰入金の増額の受け皿として、249 万 7,000 円を増額補正しています。

以上で議案第 23 号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 23 号、「令和 5 年度上島町浄化槽事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 23 号は、原案の通り可決されました。

日程第 28、議案第 24 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 28、議案第 24 号、「令和 5 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(今井 稔 健康福祉部長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第 24 号、「令和 5 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条で歳入歳出それぞれ 840 万円を減額し、総額を 3 億 9,430 万円とします。

主な内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款の介護サービス費収入 180 万円の増は、年間利用者、利用人数が当初予算の見込みより増加したことによるものです。

7 款の一般会計繰入金 1,020 万円の減は、歳出予算額の減に伴い、減額するものです。
続いて 8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目、一般管理費、832 万円の減は、介護職員の採用が予定より遅れたことによるものです。

以上で説明を終わります。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 24 号、「令和 5 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第 2 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

はい。起立全員です。

よって、議案第 24 号は、原案の通り可決されました。

日程第 29、議案第 25 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 29、議案第 25 号、「令和 5 年度上島町生名船舶事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長)（挙手）はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第 25 号、「上島町生名船舶事業会計補正予算（第 1 号）」について説明いたします。
予算書の 1 ページをお願いいたします。

補正予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 910 万円を減額し、総額を 3 億 2,190 万円とします。

補正予算の主なものにつきまして事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項 1 目、運行収入のうち、1 節、旅客収入を 30 万円、2 節、貨物収入を 350 万円については、移動自粛の社会情勢から活発的に移動する傾向になったことから、当初の見込みより利用者が増加したことにより、それぞれ増額補正いたします。

3 款 2 項 1 目の基金繰入金については、運行収入の増及び不用額により、基金取り崩しを 1,410 万円減額するものです。

8 ページをお願いいたします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目、一般管理費の 11 節、役務費は、混雑対応のための交通整理員配置数を抑えることができたため、手数料を 110 万円減額、17 節、備品購入費は、乗船券自動券売機購入費の入札減少金により、120 万円減額いたします。

26 節、公課費については、消費税支払い額の確定に伴い、240 万円を減額補正するものです。

続いて 9 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目、運行総務費の 2 節、給料及び 3 節、職員手当等は、人事異動に伴う人件費の補正で、合計 240 万円減額するものです。

10 節、需用費については、給油量が見込みより少なかったため、燃料費を 200 万円減額するものです。

以上簡単ですが、議案第 25 号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。はい。

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第 25 号、「令和 5 年度上島町上島町生名船舶事業会計補正予算（第 1 号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案の通り決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

はい。起立全員です。

よって、議案第 25 号は、原案の通り可決されました。

○(前田 省二 議長)

ここで、10 分間休憩、3 時 10 分まで休憩といたします。

(休 憩 : 午後 3 時 00 分 ～ 午後 3 時 10 分)

日程第 30、議案第 26 号

○(前田 省二 議長)

再開いたします。

続きまして、日程第 30、議案第 26 号、「令和 6 年度上島町一般会計予算」から、日程第 43、議案第 39 号、「令和 6 年度上島町簡易水道事業会計予算」までの当初予算案、14 件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、日程第 30、議案第 26 号、「令和 6 年度上島町一般会計予算」から、日程第 43、議案第 39 号、「令和 6 年度上島町簡易水道事業会計予算」までの当初予算案、14 件を一括議題といたします。

それでは、議案第 26 号、「令和 6 年度上島町一般会計予算」から順次説明を求めます。

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第 26 号、「令和 6 年度上島町一般会計予算」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 73 億 3,200 万円と定めます。

第 4 条の地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、7 億 3,320 万円と定めます。

第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項のただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、第 1 号の通りと定めます。

8 ページをお願いいたします。

第 2 表、債務負担行為は、次の 4 事業について、期間及び限度額をそれぞれ定めています。

9 ページをお願いいたします。

第 3 条の地方債は、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を事業ごとに定めています。

続いて、予算の概要について説明いたしますので、別冊の予算説明資料 No.1 の 2、令和 6 年度上島町一般会計予算編成基本方針とその概要をお願いいたします。

1 ページから 4 ページまでは、予算編成方針を掲載しております。

5 ページをお願いいたします。

まず、一般会計の予算総額は 73 億 3,200 万円で、前年度比 1.3%増となりました。

歳入については、自主的に収入を確保することができる町税などの自主財源が 3 割程度、国から交付される地方交付税などの依存財源が 7 割程度であり、国の動向に大きな影響を受ける財政構造となっております。

次に、歳出における経常的経費のうち、義務的経費は、人件費が全体の 22.5%、交際費 16.0%、扶助費 3.2%で総額の 41.6%を占めています。

それでは 6 ページをお願いいたします。

基金繰入金については、徹底した歳出削減等に努めているところではありますが、財政需要の増加に対応するため、前年度比 8.3%増の 13 億 3,820 万円となりました。

町債については、年度公債負担を抑制するため、交付税算入措置のある有利な起債を中心に計上しております。

続いて7ページに、当初予算比較表8ページに歳入予算目的別分類、9ページに歳入予算性質別分類をそれぞれ示しております。

10ページをお願いいたします。

個別の項目について歳入歳出の順に説明いたします。

まず、町税についてですが、町民税は所得割の増等により、前年度比3.2%の増となっています。

固定資産税は評価替えの影響等により、2.2%の減となっています。

町税全体としては、前年度当初と比べ273万円、0.5%の増となりました。

11ページをお願いいたします。

次に、地方交付税についてですが、国の地方財政対策等により試算したところ、普通交付税は33億3,600万円と見込んでいますが、当初予算では、不確定要素を考慮し、考慮して試算額の約90%、30億200万円を計上しています。

なお、特別交付税については、前年度実績等を勘案し、前年度比7.6%増の3億2,400万円を計上しています。

12ページをお願いいたします。

国庫支出金についてですが、農業水路等長寿命化防災減災事業交付金等の増はありますが、離島活性化交付金等の減により、50.4%の減となっています。

13ページをお願いいたします。

県支出金についてですが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等の減はありますが、愛媛県水産業強化支援事業費補助金等の増により、102.8%の増となっています。

14ページをお願いいたします。

調査についてですが、合併特例債及び緊急防災減災事業債の減等により、27.8%の減となっています。

15ページをお願いいたします。

主な基金の状況についてですが、財政事業の各増加に対応するため、令和6年度当初時点での基金繰入金の総額は13億3,820万円となりました。

今後も可能な限り取り崩しを抑制していきたいと考えております。

16ページをお願いいたします。

これから歳出に移ります。

まず、人件費についてですが、主な増要因は、会計年度任用職員への勤勉手当の支給開始等によるもので、人件費全体では6.8%増となっています。

続いて17ページをお願いいたします。

物件費についてですが、行財政改革の観点から徹底した節減に取り組みましたが、役務費のうち、広告料及び手数料増の増等により、物件費全体で1.0%の増となっています。

18ページをお願いいたします。

続いて補助費等についてですが、企業会計に移行された下水道及び簡易水道事業会計への補助金の皆増等により、補助費等全体では75.5%の増となっています。

19ページをお願いいたします。

公債費についてですが、前年度比4.2%増となっており、そのうち交付税の算入率は63.4%を見込んでおります。

20 ページをお願いいたします。

扶助費についてですが、児童手当等の増により、扶助費全体では3.3%の増となっています。

21 ページをお願いいたします。

投資的経費についてですが、まず、工事費公共分としては、弓削高校学生寮整備事業費事業等の減により、2.1%の限定が減となっています。

長短分としては、弓削庁舎空調更新工事及び生名スポレク体育館雨漏り改修工事等の減により、32.7%の減となりました。

次に委託料公共分としては、海岸メンテナンス事業及び地方創生道整備事業等の増により、77.7%の増となり、投資的経費全体では12.0%の減となりました。

23 ページをお願いいたします。

繰出金についてですが、各会計の運営経費、建設経費等の一部として、特別会計及び企業会計に一般会計から繰り出しを行っており、全体では一般会計予算総額の約15%、10億9,800万円となっています。

24 ページから27 ページにかけましては、主な普通建設事業について事業費、施工箇所を取りまとめておりますので参考にしてください。

なお、別冊として、令和6年度上島町当初予算主要事業の概要を作成しておりますのでこちらも参考にさせていただけたらと思います。

以上で議案第26号、「令和6年度上島町一般会計予算」の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

日程第31、議案第27号

○(今井 稔 健康推進部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康推進部長) はい。

議案第27号、「令和6年度上島町国民健康保険事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条で歳入歳出それぞれ8億7,680万円と定め、第2条で一時借入金の最高額を8,770万円と定めています。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳入になります。

1 款の国民健康保険税の1億3,046万4,000円は、被保険者数は減少しますが、令和5年度に税率改正を行いましたので、5年度より752万7,000円の増額となっています。

4 款、県補助金、6億4,322万1,000円については、歳出の一般被保険者療養諸費、高額療養費などから算出し、保険者努力支援分、魚島国保診療書交付金など、県からの交付金を

計上しています。

9 ページの 6 款 1 項 1 目、一般会計繰入金、9,150 万円は保険基盤安定分のルールとその他含めて計上しています。

11 ページをお願いいたします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目、一般管理費、2,390 万 2,000 円は、職員 2 人 2 名分の人件費と電算処理業務委託が主な歳出です。

13 ページをお願いいたします。

2 卷 1 項 1 目、一般被保険者療養給付費、5 億 4,190 万円は、令和 3 年度から 5 年度の医療費実績をもとに 1 人当たり医療費を算出し、被保険者数を乗じて計上しています。

14 ページをお願いいたします。

2 卷 2 項 1 目、一般被保険者高額療養費、7,950 万円につきましても、令和 3 年度から 5 年度の実績をもとに、1 人当たりの広告料費用費を算出し、被保険者数を乗じて計上しています。

18 ページをお願いいたします。

3 款、国民健康保険事業費納付金、1 億 9,317 万 2,000 円は、令和 4 年度実績をもとに愛媛県が算出した納付金額を計上しています。

23 ページをお願いいたします。

5 款、特定健康診査等事業費、1,249 万円は、特定健診受診者数 750 人分を見込んだ事業費を計上しています。

26 ページをお願いいたします。

7 款 2 項、繰出金、1,103 万 5,000 円は、魚島国保診療所への繰出金となります。

以上で説明を終わります。

日程第 32、議案第 28 号

○(今井 稔 健康推進部長)

続きまして、議案第 28 号、「令和 6 年度上島町国民健康保険診療所事業会計予算」を説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条で歳入歳出それぞれ 6,520 万円と定め、第 2 条で一時借入金の最高額を 660 万円と定めています。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明をいたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項、外来収入、521 万 1,000 円は、令和 3 年度から 5 年度の実績をもとに推計した診療報酬をそれぞれ計上しています。

8 ページをお願いいたします。

4 款 1 項 1 目、一般会計繰入金、4,600 万円は、人件費、公債費等に充てるため繰り入れ、2 項 1 目、事業勘定繰入金、1,103 万 5,000 円は、へき地直営診療所への国庫補助金分の繰り入れです。

10 ページをお願いいたします。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目、一般管理費、3,378 万 3,000 円は、医師を含む職員の人件費を計上しています。

12 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目、医療用機械器具購入費 454 万 5,000 円は、血液検査用機械機器整備のために計上し、3 目、医薬品衛生材料費 540 万 5,000 円は、薬品や衛生材料費等の医薬材料費を含む、薬剤医療費を令和 3 年度から 5 年度の実績をもとに推計し、計上しています。

以上で説明を終わります。

日程第 33、議案第 29 号

〇(今井 稔 健康推進部長)

続きまして、議案第 29 号、「令和 6 年度上島町へき地出張診療所事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条で歳入歳出それぞれ 440 万円と定め、第 2 条で、一時借入金の最高額を 50 万円と定めています。

主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入になります。

1 款 1 項、外来収入、73 万 5,000 円は、令和 5 年度の実績をもとに算出し、推計した診療報酬をそれぞれ計上しています。

3 款 1 項 1 目、県の衛生費補助金、291 万円は、人件費等の対象費用分から診療報酬を差し引いた基準額を補助率に差し引いた金額に補助率を乗じて算出した額を計上しています。

9 ページをお願いします。

歳出になります。

1 款 1 項 1 目、一般管理費、379 万 6,000 円は、医師を含む職員の人件費などを計上しています。

10 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 2 目、医薬品衛生材料費、45 万 2,000 円は、薬品や衛生材料等の医薬材料費を令和 3 年度から 5 年度の実績をもとに推計し計上しています。

以上で説明を終わります。

日程第 34、議案第 30 号

〇(今井 稔 健康推進部長)

続きまして、議案第 30 号、「令和 6 年度上島町後期高齢者医療事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条で歳入歳出それぞれ1億8,640万円と定め、第2条で一時借入金の最高額を1,870万円と定めています。

主なものにつきましては、事項別明細書で説明いたしますので、7ページをお願いいたします。

歳入になります。

1款1項、後期高齢者医療保険料1億3,118万1,000円は、令和4年度実績をもとに愛媛県後期高齢者医療広域連合が算出した金額を計上しています。

4款1項、一般会計繰入金5,440万円は、広域連合への納付金や低所得者に対する保険料軽減分の負担分として繰り入れるものです。

9ページをお願いいたします。

歳出になります。

1款1項1目、一般管理費、336万8,000円は、納税通知書郵送料や後期高齢者医療システムに係る電算処理業務などを計上しています。

10ページをお願いいたします。

2巻1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金、1億8,266万円は、保険料調定予定額に、町の低所得者に対する保険料軽減分を加えた1億7,505万2,000円と市町共通経費として広域連合への負担金760万8,000円です。

以上で説明を終わります。

日程第35、議案第31号

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第31号、「令和6年度上島町CATV事業会計予算」について説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

予算の総額は、第1条にございますように、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,440万円と定めております。

次に第2条で、一時借入金の借り入れの最高額を650万円と定めております。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明しますので、7ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、1款1項1目、CATV使用料は、ほぼ前年度並みの3,286万4,000円を見込んでおります。

次に2款1項1目、一般会計繰入金は3,050万円を見込んでおり、前年度と比較して850万円の増で、これはCATV主要機器の更新などによる増が主な要因となっております。

続いて、歳出について説明しますので、8ページをお願いいたします。

1款1項1目、CATV事業費は6,400万円を計上しており、前年度と比較して832万9,000円の増となっております。

内訳につきまして主なものについて説明いたします。

まず、2 節、給料、3 節、職員手当等、4 節、共済費の人件費は、一般職 3 名分とフルタイム会計年度任用職員 1 名分で 2,392 万 4,000 円を計上しており、前年度と比較して、269 万 4,000 円増となっております。

続いて 9 ページをお願いいたします。

14 節、工事請負費は、2,286 万 6,000 円を計上しており、主なうち内容は、CATV 主要機器の更新工事と、VOCN 更新工事によるもので、前年度と比較して、570 万 4,000 円の増となっております。

17 節、備品購入費は、98 万 8,000 円を計上しており、主な内容は、業務用ビデオカメラとドローンを購入するもするもので、前年度と比較して、83 万 8,000 円増となっております。

以上で議案第 31 号の説明を終わります。

よろしくお願いします。

日程第 36、議案第 32 号

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康推進部長) はい。

議案第 32 号、「令和 6 年度上島町介護保険事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は第 1 条で歳入歳出それぞれ 9 億 5,130 万円と定め、第 2 条で一時借入金の最高額を 9,520 万円と定めています。

予算の主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、9 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項の介護保険料、1 億 5,843 万 6,000 円は、対象者の減に伴い、306 万 4,000 円の減となっております。

3 款 1 項 1 目、国庫負担金の介護給付費負担金 1 億 5,217 万 6,000 円は、保険給付費の増額により増えています。

次のページをお願いいたします。

4 款、支払基金交付金、2 億 4,003 万 9,000 円と、5 款、県負担金、1 億 3,057 万円については、保険給付費の増額に伴い増えています。

11 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目、介護給付費繰入金のルール分で 1 億 534 万円は、保険給付費の増により増え、2 項の基金繰入金 1,460 万円は、介護給付費準備基金から充当するものです。

13 ページをお願いいたします。

歳出ですが、1 款 1 項、総務管理費、1,376 万 9,000 円は、今年度の第 9 期介護保険計画策定業務が終了したことに伴い減となっております。

17 ページをお願いいたします。

1 款 4 項 1 目、趣旨普及費 99 万円は、第 9 期介護保険計画作成に伴い、ガイドブックを作成するものです。

19 ページをお願いいたします。

2 款 1 項、介護サービス等諸費、7 億 9,120 万円は、訪問看護、地域密着型通所介護等の利用者の増に伴い増額となっています。

22 ページをお願いいたします。

2 款 2 項、介護予防サービス等諸費、1,483 万円は、介護予防福祉用具購入等の利用者の増に伴い増額となっています。

27 ページをお願いいたします。

2 款 6 項、特定入所者介護サービス等費、1,462 万円は、重度の利用者が減り軽度の方が増え単価が安くなったため、サービス費が減となっています。

32 ページをお願いいたします。

5 款 2 項 1 目、一般介護予防事業費 308 万 2,000 円は、車両の老朽化による買い替えのため増となっています。

以上で説明を終わります。

日程第 37、議案第 33 号

○(今井 稔 健康推進部長)

続きまして、議案第 33 号、「令和 6 年度上島町介護サービス事業会計予算」の説明をいたしますので、予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条で歳入歳出それぞれ 5,100 万円と定め、第 2 条で一時借入金の最高額を 510 万円と定めています。

主なものにつきましては事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款のサービス収入 1,958 万 1,000 円については、利用者の増に伴い、前年度に比べ、増となっています。

12 ページをお願いいたします。

歳出ですが、2 款 2 項、地域密着型サービス等事業費の 2,269 万 6,000 円は、魚島龍宮苑の運営事業費等で、介護機器のリースなどで増となっています。

14 ページをお願いいたします。

2 款 3 項 1 目、居宅介護支援事業費の 1,750 万 6,000 円は、居宅介護支援の運営事業費で、利用者の増に伴い増えています。

以上で説明を終わります。

日程第 38、議案第 34 号

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第 34 号、「令和 6 年度上島町魚島船舶事業会計」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 2 億 5,610 万円と定めています。

第 4 条では、一時借入金の最高額を 2,570 万円と定めています。

4 ページをお願いいたします。

魚島船舶新造船建造工事を実施するにあたり、作業を負担することができる期間及び限度額を定めており、期間は令和 6 年度から令和 7 年度、限度額については 2 億 7,275 万 9,000 円としております。

5 ページをお願いいたします。

地方債につきまして、地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について定めており、借り入れの限度額を 6,300 万円としています。

続いて予算の主なものについて事項別明細書で説明しますので、9 ページをお願いいたします。

歳入です。

1 款 1 項 1 目の運行収入は、運行実績に伴い、対前年度比 167 万 4,000 円増の 2,239 万 5,000 円を予算計上しております。

2 款 1 項 1 目の国からの離島航路補助金は、対前年度比 1,352 万 1,000 円増の 4,168 万 5,000 円を予算計上しております。

3 款 1 項 1 目の県からの離島航路補助金は、対前年度比 70 万円減の 2,760 万円を予算計上しております。

4 款 1 項 1 目の一般会計繰入金は、対前年度比 4,030 万円増の 1 億 100 万円を予算計上しております。

10 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目の船舶建造事業債は、新造船建造企業に係る地方債で 6,160 万円を予算計上しております。

続いて歳出に移りますので 11 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費は、船舶事業の経営等に関わる諸費用で、対前年度比 48 万 3,000 円増の 1,565 万 9,000 円を予算計上しております。

13 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目の一般業務費は、魚島・土生間の運行に関わる諸費用で、対前年度比 513 万 4,000 円増の 6,241 万 1,000 円を予算計上しております。

同 2 目の動力費は、燃料単価の高止まりにより対前年度比、212 万 6,000 円増の 4,642 万 9,000 円を予算計上しております。

14 ページをお願いいたします。

同 3 目の営繕費は、船舶検査等に関する費用で、前年度の中間検査から令和 6 年度は定期検査になることから、対前年度 4209 万 4,000 円増の 6,347 万 7,000 円を予算計上しております。

同 4 目の船舶建造費については、令和 6 年度分の新造船建造工事費 6,760 万 6,000 円を予算計上しております。

以上、議案第 34 号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

日程第 39、議案第 35 号

○(今井 稔 健康福祉部長) (挙手) はい。

○(前田 省二 議長) はい、今井健康福祉部長。

○(今井 稔 健康推進部長) はい。

議案第 35 号、「令和 6 年度上島町特別養護老人ホーム事業会計予算」を説明いたします。
予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条で予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,100 万円と定め、第 2 条で一時借入金の最高額を 4,110 万円と定めています。

主なものにつきまして、事項別明細書で説明いたしますので、7 ページをお願いいたします。

歳入ですが、1 款 1 項の施設介護サービス費収入 2 億 4,910 万円は、利用人数を 1 日平均 64.4 人と見込んで予算計上しています。

次に、1 款 2 項、居宅介護サービス費収入、1,870 万円は、ショートステイ利用人数を 1 日平均 5 人と見込んで予算計上しています。

8 ページをお願いいたします。

7 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、起債償還充当分と運営経費に係る財政調整分を合わせて繰り入れするもので、1 億 3,890 万円を計上しています。

10 ページをお願いいたします。

歳出ですが、1 款 1 項 1 目の一般管理費 3 億 2,585 万 5,000 円は、人件費や需用費の修繕費として、空調機器のオーバーホール、385 万円などを計上しています。

12 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目、介護サービス事業費の 17 節、備品購入費 102 万 5,000 円は、介護用備品の高圧蒸気滅菌器や車椅子 3 台などを購入するものです。

13 ページをお願いいたします。

2 款 2 項、居宅介護サービス事業費の 345 万 6,000 円は、前年度実績を参考にショートステイ利用者に係る必要経費を予算計上しています。

15 ページをお願いいたします。

4 款 1 項の公債費、3,259 万 3,000 円は、新しい海光園建設時に借りました長期債の元利償還金を予算計上しております。

以上で説明を終わります。

日程第 40、議案第 36 号

○(杉田 和房 総務部長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、杉田総務部長。

○(杉田 和房 総務部長) はい。

議案第 36 号、「令和 6 年度上島町生名船舶事業会計予算」の説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

予算の総額は、第 1 条にございますように、歳入歳出それぞれ 3 億 1,400 万円と定めています。

次に、第 2 条では、一時借入金の借り入れ最高額を 3,140 万円と定めています。

予算の主なものについて、事項別明細書で説明しますので、7 ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、1 款 1 項 1 目の運行収入は前年度と同等の見込みですが、歳入欠陥にならないよう若干低い 2 億 5,240 万円を予算計上しております。

3 款 1 項 1 目、一般会計繰入金は、ゆめしま建造に係る辺地債の普通交付税算入分として 1,880 万円を計上。基金繰入金は、元利償還金のうち、先の 1,880 万円を差し引いた額 2,820 万円を生名船舶基金から繰り入れるものでございます。

4 款 1 項 1 目、繰越金 1,431 万 8,000 円は、前年度繰越金を計上しております。

次に、歳出について説明しますので、8 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目の一般管理費は、船舶事業の経営等に関わる諸費用で、対前年度、1,915 万円の減の 6,840 万 4,000 円を予算計上しております。

これは、前年度に購入したインボイス対応が可能な生名フェリー乗船券自動券売機の購入費用 900 万円が減額となったこと、24 節、積立金を令和 5 年度から起債の元金償還が満額になったため、1,000 万円減額したためです。

10 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目の運行総務費は、立石・長崎航路の運航に関わる諸費用で、前年度とほぼ同等の 1 億 5,551 万 7,000 円を予算計上しております。

11 ページをお願いいたします。

1 款 2 項 2 目の船舶整備費は、生名フェリーの船舶検査費用で、ゆめしま・いきなの 2 隻のドック費用と、緊急修繕費用として、前年度とほぼ同額の 4,100 万円を予算計上しております。

12 ページをお願いいたします。

2 巻 1 項 1 目の公債費ですが、新造船ゆめしまの元利償還金として 4,701 万 5,000 円を予算計上しております。

以上、議案第 36 号の説明を終わります。

日程第 41、議案第 37 号

○(杉田 和房 総務部長)

続いて、議案第 37 号、「令和 6 年度上島町上水道事業会計予算」について説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量ですが、(1) 給水戸数 3,189 戸 (2) 年間総給水量 57 万 7,857 立方メートル (3) 1 日平均給水量 1,583 立方メートルを予定しています。(4) 主要な建設改良事業につきましては、1,881 万円を予定しています。

第3条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入支出とも 2 億 3,000 万円と定めています。

2 ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入はなく、資本的支出を 1,881 万円とし、不足する額を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 171 万円と過年度損益勘定留保資金 1,710 万円で補填いたします。

第5条は一時借入金の限度額限度額として、2,300 円を定めています。

第6条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額は、職員給与費の 1,355 万 1,000 円です。

第7条は、予定支出の各項の諸経費は、営業費用の費用及び営業外費用間の流用が可能であることを定めています。

21 ページをお願いいたします。

予算明細書で収益的収入及び支出について説明いたします。

初めに収入の主なものを申し上げます。

1 款 1 項 1 目、給水収益は、給水料金及び量水器使用料合わせて、昨年度から 211 万 1,000 円の減の 1 億 8,794 万 3,000 円を計上しています。

2 項 2 目、長期前受金戻入、4,115 万 8,000 円は、減価償却に充てるため、国庫補助金などの長期前受金から償却見合い分を収益として振り替えて計上しています。

支出に移りますので 22 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、原水及び浄水費は、受水にかかる費用で 1 億 444 万 9,000 円を計上しています。

7 節、受水費で、受水量の 90 万 8,228 立方メートルを当初予定しており、金額として 9,536 万 4,000 円を計上しています。

2 目、配水及び給水費は、排水設備や検針業務にかかる費用で、1,718 万 4,000 円を計上しています。

23 ページをお願いいたします。

3 目、総経費は、上水道事業に関わります職員の人件費及び上水道の経営に関わる諸費用として 2,565 万円を計上しています。

27 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入はなく、支出では、1 款 1 項 3 目、工事費で 1,881 万円を計上してます。これは岩城受水場無停電電源装置更新を予定してます。

以上、議案第 37 号の説明を終わります。

日程第 42、議案第 38 号

○(杉田 和房 総務部長)

続いて、議案第 38 号、「令和 6 年度上島町下水道事業会計予算」について説明いたします。

令和 5 年度まで、公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業を特別会計で予算書を作成していましたが、総務省が示す公営企業会計適用に向けたロードマップに基づき、令和 6 年度から 3 事業をまとめて、上島町下水道事業会計として、地方公営企業法の財務適用による企業会計移行し予算書を作成しています。

それでは予算書内容説明いたしますので、予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条の業務予定量ですが、(1) 下水道接続戸数 2990 戸 (2) 年間汚水処理水量 60 万 1000 立方メートル (3) 1 日平均処理水量 1,640 立方メートルを予定しています。

(4) 主要な建設改良事業につきましては、2,256 万 5,000 円を予定しています。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入支出とも 4 億 7,900 万円を予定と定めています。

2 ページをお願いいたします。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を 5,601 万 6,000 円、資本的支出を 1 億 8,480 万 6,000 円とし、不足する額を当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 204 万 9,000 円と当年度分損益勘定留保資金 1 億 2,674 万 1,000 円で補填いたします。

第 4 条の 2 には、公営企業会計移行に伴い発生した債権及び債務として整理する未収金を 1,623 万 2,000 円、未払い金を 3,969 万 6,000 円と定めています。

第 5 条は、一時借入金の限度額として 4,790 万円を定めています。

第 6 条は、予定支出の各項の経費は、営業費用及び営業外費用間の流用が可能であることを定めています。

第 7 条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額は、職員給与費の 1,247 万 6,000 円です。

22 ページをお願いいたします。

予算明細書で収益的収入及び支出について説明いたします。

初めに収入の主なものを申し上げます。

1 款 1 項 1 目、下水道使用料は、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の 3 つを合わせた収入として、7,140 万円を計上しています。

2 項 1 目、補助金は、公共下水道事業、農業集落排水事業の国庫補助金として 800 万円を計上しています。

2 目、他会計補助金は、一般会計からの繰入金として 2 億 9,808 万 9,000 円を計上しています。

3 目、長期前受金戻入 1 億 150 万 7,000 円は、減価償却に充てるため、国庫補助金など、長期前受金から償却見合い分を収益として振り替えて計上しています。

支出に移りますので、23 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目、管渠は管路やマンホールポンプなどにかかる費用で、管路の点検費用や光熱水費、動力費工事費などを計上しており、総額で 2,240 万 7 万 3,000 円となります。

2 目、処理場費は、処理施設の維持管理にかかる費用で、薬品費用や、管理委託業務費用、汚泥の処分費、工事費用などを計上しており、総額で 1 億 6,840 万円となります。

25 ページをお願いします。

3 目、総経費は、下水道事業に関わります職員の人件費及び下水道の経営に係る諸費用として 3,526 万 4,000 円を計上しています。

18 節、委託料には、公共下水道事業で、ストックマネジメント計画策定業務及び農業集落排水事業計画策定業務を計上しており、今後の機器等の更新の予定を立てていきます。

4 目、減価償却費は、令和 6 年度の減額償却額として 2 億 3,095 万 3,000 円を計上しています。

2 項、営業外費用は、起債償還の利子及び消費税支払い予定額として、2,012 万 2,000 円を計上しています。

28 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出ですが、収入が 1 款 1 項 1 目で、建設改良費等に対する一般会計の出資金として、5,491 万 1,000 円。

2 項に、浄化槽の新規設置があった場合を想定して、国費及び県費合わせて 110 万 5,000 円を計上しています。

支出では、1 款 1 項 1 目に管渠の建設改良費として 1,097 万 4,000 円、2 目に処理場の建設改良費として 1,159 万 1,000 円を計上しています。

以上、議案第 38 号の説明を終わります。

日程第 43、議案第 39 号

○(杉田 和房 総務部長)

続きまして、議案第 39 号、「令和 6 年度上島町簡易水道事業会計予算」の説明をいたします。

下水道会計と同様令和 6 年度から公営企業会計へ移行することに伴い、地方公営企業法の財務適用により予算書を作成しています。

それでは予算書の内容を説明いたしますので、予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 2 条の業務の予定量ですが、(1) 給水戸数 90 戸 (2) 年間総給水量 1 万 5190 立方メートル (3) 1 日の平均給水量 40 立方メートルを予定しています。

主要な建設改良事業につきましては計上はございません。

第 3 条の収益的収入及び支出の予定額につきましては、収入を 6,565 万 7,000 円、支出を 6,529 万 7,000 円と定めています。

2 ページをお願いいたします。

第 4 条の資本的収入及び支出の予定額につきましては、資本的収入を 2,000 万円、資本的支出を 3,778 万 6,000 円とし、不足する額を当年度損益勘定留保資金 1,754 万 2,000 円と引き続き金 24 万 4,000 円で補填いたします。

第 4 条の 2 は、公営企業会計移行に伴い発生した債権及び債務として整理する未収金を 30 万 1,000 円、未払い金を 1,456 万 5,000 円と定めています。

第5条は一時借入金の限度額として650万円を定めています。

第6条は、予定支出の各項の経費は、営業費用及び営業外費用間の流用が可能であることを定めています。

3ページをお願いします。

第7条の議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額は、職員給与費の571万1,000円です。

20ページをお願いします。

予算明細書で収益的収入及び支出について説明いたします。

初めに収入の主なものを申し上げます。

1款1項1目、給水収益は、簡易水道料金315万6,000円を計上しています。

2項2目、長期前受金戻入1,686万3,000円は、減価償却に充てるため、国庫補助金などの長期前受金から償却見合い分を収益として振り替えて計上しています。

支出に移りますので21ページをお願いいたします。

1款1項1目、原水及び浄水費は、簡易水道事業に関わります職員の人件費及び簡易水道の経営に係る諸費用として、2,493万円を計上しています。

23ページをお願いします。

資本的収入及び支出ですが、収入は1款1項1目で、建設改良費等に対する一般会計の出資金として2,000万円を計上しています。

支出では、1款1項1目に建設企業債元金償還金として3,778万6,000円を計上しています。

以上、議案第39号の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

○(前田 省二 議長)

説明が終わりましたが、ただいまの議案第26号から議案第39号までの各会計当初予算案については、慎重審査の必要がありますので、予算決算委員会に付託して、審議したいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

従って、議案第26号、「令和6年度上島町一般会計予算」から議案第39号、「令和6年度上島町簡易水道事業会計予算」までの当初予算案14件については、予算決算委員会に付託し、会期中に審議することに決定いたしました。

よって、ここでの審議は、省略いたします。

日程第44～45、議案第40号～41号

○(前田 省二 議長)

続いて日程第44、議案第40号、及び日程第45、議案第41号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、同様の人事案件がであるため、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）はい。

異議なしと認めます。

よって、日程第 44、議案第 40 号及び日程第 45、議案第 41 号の「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を一括議題といたします。

なお、採決については、議案ごとにそれぞれ採決を行います。

それでは、提案理由の一括説明を求めます。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(前田 省二 議長) はい、上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

議案第 40 号及び議案第 41 号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を提案させていただきます。

提案理由は、本町の区域に置かれている人権擁護委員が令和 6 年 6 月 30 日をもって任期満了となるため、候補者を推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第 40 号では、再任となる宮川阪光氏、議案第 41 号では、新任となる宮本直樹氏でございます。

お二人は、人格識見ともにすぐれ人権擁護に対し造詣が深い方でございます。

人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦するため、議会の御意見を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○(前田 省二 議長)

ただいま、提案理由の説明がありました。

本件は人事案件でありますので、質疑と討論は省略して、直ちに起立による採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

初めに、議案第 40 号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案の通り、宮川阪光氏を人権擁護委員候補者として適任であると認める方は御起立願います。

(賛成者、起立)

起立全員です。

よって、議案第 40 号は、本案の通り、人権擁護委員候補者として適任であると決定されました。

続いて、議案第 41 号、「人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案の通り、宮本直樹氏を人権擁護委員候補者として適任であると認める方は御起立願います。

(賛成者、起立)

起立全員です。

よって、議案第 41 号は、本案の通り、人権擁護委員候補者として適任であることに決定されました。

日程第 46、発議第 1 号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第 46、発議第 1 号、「上島町議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を議題といたします。

提出議員である宮地議員提出の趣旨を、説明を求めます。

宮地議員、登壇をお願いいたします。

(宮地議員、登壇)

趣旨説明。

発議第 1 号、「上島町議会議員の請負の状況を公表に関する条例」

上記議案を別紙の通り、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条第 2 項の規定によりこれを提出します。

令和 6 年 3 月 5 日。上島町議会議長、前田省二様。提出者、上島町議会議員、宮地利雄。賛成者、上島町議会議員、徳永貴久。同じく、山上耕司。

提出理由、地方自治法、及び地方自治法施行令の一部改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされたことに伴い、議員の請負状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の構成及び事務執行の適正を図るため条例を制定する必要が生じたので、この案を提出する。

次のページを開いてください。

第 1 条、提出理由を、を主とした目的について規定します。

第 2 条は、議員の個人事業主の支配人である場合は、町に対する請負の状況の報告等について規定しています。

次に、2 ページの第 3 条では、第 2 条による報告の一覧を作成及び、公表について、規定しています。

第 4 条では、第 2 条による報告の保存及び、閲覧等について規定しています。

第 5 条では委任規定を定めています。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日に始まる会計年度における請負から適用します。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

(宮地議員、降壇)

○(前田 省二 議長)

ただいま、提出の趣旨説明がありました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。はい。

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。はい。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、発議第1号、「上島町議会の請負の状況の公表に関する条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者、起立)

起立、全員です。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第47及び第48、報告第1号及び第2号

○(前田 省二 議長)

続いて、日程第47、報告第1号及び日程第48、報告第2号の2件の「議員派遣報告について」を一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、日程第47、報告第1号及び日程第48、報告第2号の2件の「議員派遣報告について」を一括議題といたします。

本件につきましては、お手元に配布のとおり報告書が提出されております。

なお、報告第2号の派遣につきましては、会議規則第121条の規定に基づき、閉会中、議長において議員の派遣を決定したことを申し添えます。

報告第1号「令和6年上島町二十歳を祝う会」

報告第2号「令和6年上島町消防出初式」

以上で「議員派遣報告について」を終わります。

日程第49～第53、議員派遣の件

○(前田 省二 議長)

次の日程第49から日程第53までの5件の「議員派遣の件」につきましては、一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、日程第49から日程第53までの5件の「議員派遣の件」については、一括議題といたします。

本件につきましては、主催者から出席案内がありましたので、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りいたします。

「弓削高等学校学生寮「ゆめしま寮」落成式」、「上島町立中学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校入学式」、「上島町立中学校入学式」に、議員を派遣することに御異議ございませんか。（複数の「異議なし」の声あり）はい。

御異議なしと認めます。

よって、「弓削高等学校学生寮「ゆめしま寮」落成式」、「上島町立中学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校卒業証書授与式」、「上島町立小学校入学式」、「上島町立中学校入学式」に、議員を派遣することに決定いたしました。

◎ 散 会

○(前田 省二 議長)

以上、本日の審議はこれまでとし、本日、予算決算委員会に付託した議案第26号から議案第39号までの「令和6年度上島町一般会計予算及び特別会計並びに企業会計予算案14件」については、3月12日の午前10時から会議を開いて審議を行うこととし、議事日程は、当日配布いたします。

お諮りいたします。

本日は、これで散会とすることに御異議ございませんか。(複数の「異議なし」の声あり)
はい。

御異議なしと認めます。

よって、本日は、これで散会するとすることと決定いたしました。

(起立、礼)

(了)

(令和6年3月5日 午後4時12分 閉会)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 池本 光章

署名議員 大西 幸江